

令和7年度

寝屋川市包括外部監査結果報告書

子ども子育て支援事業にかかる事務の執行について

寝屋川市包括外部監査人

弁護士 西尾 和則

目次

第1	包括外部監査の概要	5
1	監査の種類	5
2	選定した特定の事件（監査テーマ）	5
3	監査対象期間	5
4	特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	5
5	監査の方法	6
6	監査の実施者	7
7	利害関係	7
8	報告書の記載方法	7
第2	監査対象の概要	9
1	寝屋川市を取り巻く現状	9
2	子ども・子育て支援事業の概要	11
3	保育施設等について	15
第3	監査の結果及び意見（総論）	19
1	保育施設等における物品管理	19
第4	監査の結果及び意見（各論）	21
1	妊婦健康診査	21
2	妊婦歯科健康診査	24
3	予防接種事業	26
4	乳幼児健康診査事業、乳児一般及び後期健康診査事業	29
5	母子保健訪問指導	32
6	産後ケア事業	34
7	産婦健康診査事業	36
8	新生児聴覚検査事業	38
9	多胎児家庭支援事業	40
10	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	43
11	子育て情報配信サービス事業	45
12	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	47
13	食物アレルギー対策事業	49
14	《エージェンシー型教育 Act 1 プラン》保育補助者雇上強化事業	51
15	待機児童ZEROプランR 6 推進事業	53
16	《エージェンシー型教育 Act 1 プラン》就学前教育・保育プログラム事業	56
17	延長保育事業	59
18	一時預かり事業（幼稚園型を除く）	62
19	病児保育事業	65
20	子ども食堂支援事業	68

2 1	児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）における早期療育・訓練・相談事業	70
2 2	地域子育て支援事業	79
2 3	子育てリフレッシュ館の運営	83
2 4	放課後等デイサービス事業	94
2 5	移動支援事業	98
2 6	家庭教育サポーター派遣事業	101
2 7	放課後子供教室推進事業	109
2 8	青少年相談窓口	112
2 9	スクールソーシャルワーカーの配置	115
3 0	児童生徒支援人材	118
3 1	ヤングケアラー支援事業について	120
3 2	委託契約の暴力団排除措置について	123
3 3	債権管理について	125

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

子ども子育て支援事業にかかる事務の執行について

3 監査対象期間

原則として令和6年度

ただし、必要に応じて過年度及び令和7年度分についても監査対象とした。

4 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

わが国における少子化は年々深刻化しており、令和5年度の出生数、合計特殊出生率はいずれも過去最低となっている。また、核家族や共働き世帯の増加、地域社会の希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化している。

寝屋川市でも、少子高齢化の傾向は進んでおり、今後、市税収入の減少と社会保障費の増大が見込まれている。その中で、寝屋川市は、令和7年3月、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの笑顔を育むまち ねやがわ」を基本理念として、①すべての子どもと子育て家庭に必要な支援を行う、②保護者が子育ての喜びと自己の成長を感じられるよう支援する、③切れ目のない支援を行う、④地域全体で子どもの成長と子育て家庭を支えるという4つの基本的な視点から、多種多様な支援事業を実施している。

子どもの利益を最優先に考えた、子どもを産み育てやすい環境を作るという施策目的そのものが、市民にとって極めて重要であることは言うまでもないところであるが、担税力のある世代の誘引・定住を促進し、人口の年齢構成のリバランスを図るための具体的方策としても、子ども・子育て支援事業の持つ意味は極めて大きい。

寝屋川市における包括外部監査は、令和元年度からスタートし、これまで6つの監査テーマについて報告書が提出されたが、子ども子育て支援事業を正面から取り上げる監査テーマはなかった。他の地方公共団体では、子ども子育て支援事業が監査テーマとして選定されるケースは非常に多く見られ、包括外部監査の監査テーマとするこの相当性も認められると考えた。

以上のことから、寝屋川市の子ども・子育て支援にかかる各事業が適切に行われているか、外部の目から監査することは有用であると考え、特定の事件（監査テーマ）を選定した。

5 監査の方法

(1) 監査の視点

- ・子ども子育て支援事業にかかる事務の執行が、関連する法令、条例及び規則等に準拠して適正に行われているか（合規性の観点）
- ・子ども子育て支援事業にかかる事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか（3Eの観点）

(2) 実施した監査手法

- ・子ども子育て支援事業にかかる資料の検討、ヒアリングにより事業の概要把握
- ・関係書類の閲覧、ヒアリングにより問題点を把握
- ・関連施設の現地調査（現金・物品管理状況、勤怠管理状況、個人情報管理状況、給食における衛生面・アレルギーへの対応状況等を確認）

(3) 監査対象部局等

- ・こども部：こどもを守る課、子育て支援課、保育課
- ・企画四課
- ・契約課
- ・市民サービス部医療助成担当
- ・市民活動振興室
- ・監察課
- ・都市一課
- ・人権・男女共同参画課
- ・学務課
- ・社会教育推進課
- ・総合教育研修センター
- ・障害福祉課
- ・中央図書館
- ・教育指導課
- ・教育政策総務課
- ・保護課
- ・保健総務課

(4) 監査実施期間

令和7年4月1日から令和8年1月30日（報告書提出日）

6 監査の実施者

包括外部監査人	弁 護 士	西 尾 和 則
同補助者	弁 護 士	寺 西 慶 晃
同	弁 護 士	吉 田 皓
同	弁 護 士	中 田 篤 志
同	弁 護 士	中 川 昂
同	公認会計士	道 幸 尚 志

7 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした特定の事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8 報告書の記載方法

(1) 監査の結果及び意見の記載方法

包括外部監査人は、監査をするに当たり、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理が、地方自治法第 2 条 14 項及び第 15 項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうかを意を用いなければならないとされている（地方自治法 252 条の 37 第 2 項）。かかる規定を前提に、包括外部監査人は、監査の結果に関する報告を決定し（地方自治法 252 条の 37 第 5 項）、これに添えて、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するための意見を提出することができる（地方自治法 252 条の 38 第 2 項）。

そこで、地方自治法の規定の趣旨を踏まえ、本報告書の結論部分については、「監査の結果」及び「意見」に分けて記載した。その定義づけは下記のとおりである。

監査の結果	合規性、経済性、効率性、有効性の観点から著しく不合理と認める事項に関し、是正・改善を求めるもの
意見	監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、寝屋川市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解

「監査の結果」については、包括外部監査人として、寝屋川市に対して是正・改善を求めるものであるため、これを求める以上は改善の方向性や代替策の例示をすべきであると考え、これらをなるべく具体的に指摘することを心掛けた。他方で、不合理な事務の執行と認められるものであっても、では具体的にどのように改善すべきかという点について提言しづらいものも認められ、そのような事項については、「監査の結果」ではなく「意見」に分類し、問題意識を指摘するにとどめているものもある。

(2) 本文の表記について

本報告書の本文あるいは表の中で、昭和を S、令和を R と略称して記載するところがある。

第2 監査対象の概要

1 寝屋川市を取り巻く現状

(1) 地理的条件

寝屋川市は、大阪府内では北東に位置し、市外への交通手段として、京阪電車とJR学研都市線という2つの鉄道があり、国道1号線、国道170号線、第二京阪道路等の主要幹線道路も整備されており、大阪市、京都市のいずれにも比較的アクセスがしやすい市と言える。かかる地理的条件も背景に、寝屋川市では、昭和40年代の高度経済成長期において、京阪沿線を中心に住宅開発が進められ、いわゆるベッドタウンとして発展してきた経緯がある。

他方で、市域の東側にあたるJR学研都市線周辺においては、広大かつ自然に囲まれた寝屋川公園があり、近年の第二京阪道路の開通や大規模商業施設の出店により、都市機能が向上した経緯もあり、寝屋川市としては、更なる住宅地、商業地等の都市的な土地利用が可能な状況にあり、高いポテンシャルを秘めたエリアであると評価している。

そのため、寝屋川市は、京阪沿線とJR学研都市線沿線という2つの軸を中心に、戦略的なまちづくりを進め、市民や企業にとって魅力的で利便性の高い市街地の形成を進めるとともに、子育て世代の誘引による年齢構成のリバランスを図ることを市の主要な課題としている。

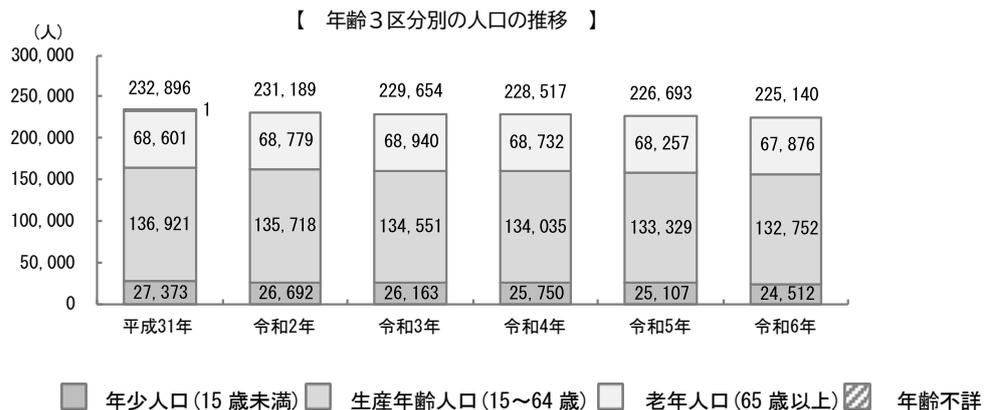


(第六次寝屋川市総合計画より抜粋)

(2) 人口、出生率等の推移

寝屋川市の人口は、平成 31 年の 232,896 人以降ゆるやかな減少傾向がみられ、令和 6 年には 225,140 人となっている。

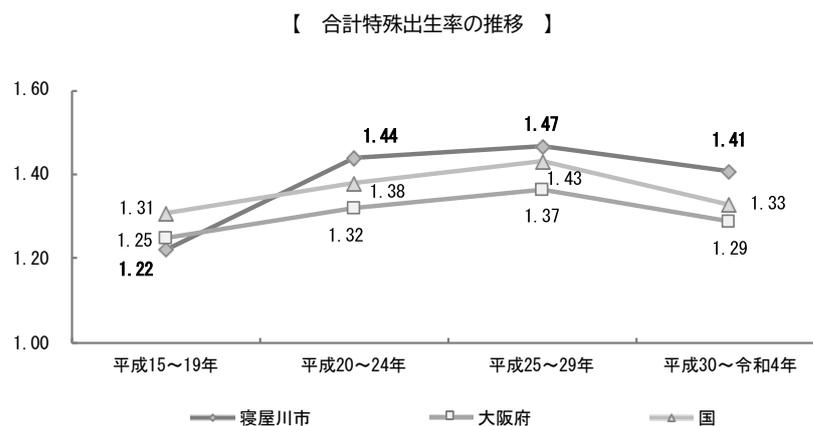
年齢 3 区分で見ると、年少人口（15 歳未満）及び生産年齢人口（15 歳～64 歳）については過去 5 年間減少し続けているが、老年人口（65 歳以上）については、令和 3 年まで増加傾向だったが、その後は減少に転じている。



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

（第 3 期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画より抜粋）

他方で、合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む子どもの平均の数）をみると、平成 25 から 29 年には 1.47 まで上昇したものの、平成 30～令和 4 年には、1.41 とやや減少している。もっとも、大阪府及び国（全国の平均）と比較すれば、平成 20～24 年以降、寝屋川市が大阪府及び国を上回っている。



資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

（第 3 期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画より抜粋）

依然として寝屋川市も少子高齢化、人口減少の傾向にはあるものの、その進行は相対的にみてゆるやかなものになってきているとも見てとることができる（例えば、

隣接する枚方市の合計特殊出生率は1.27（令和3年度 枚方市将来人口推計調査報告書参照）、門真市は1.05（令和4年度 門真市第3期子ども・子育て支援事業計画参照）である。）。

2 子ども・子育て支援事業の概要

(1) 子ども・子育て支援事業計画

寝屋川市は、第1期（平成27年度～令和元年度）、第2期（令和2年度～令和6年度）と子ども・子育て支援事業計画を策定し、「子どもの最善の利益」を基本に、保護者の負担を軽減し、子育て世代の多様なニーズも柔軟に対応する政策を展開して、妊娠・出産期から子どもが学童期に至るまで、子どもと保護者を切れ目なく支援することにより、子どもたち一人ひとりが健やかに成長することができる環境の整備に取り組んできた。かかる取組みの成果・課題の把握とともに、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」や子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正などを踏まえ、令和7年3月、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定した。

第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法61条に基づく計画として位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく寝屋川市次世代育成支援行動計画、寝屋川市母子保健計画、寝屋川市ひとり親家庭自立促進計画、寝屋川市子どもの貧困対策計画の内容を含んでいる。

同計画は、「子どもの笑顔を育むまち ねやがわ」を基本理念とし、次の4つの基本方針のもと、145の事業を関連事業と位置付けている。

- ①妊娠期から切れ目なく子育てを支える
- ②ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える
- ③地域で子育てを支える
- ④支援が必要な家庭を支える

(2) 監査対象とした個別事業について

子ども・子育て支援事業計画の関連事業のうち、令和7年度では終了している事業、子どもには関連するものの福祉的な意義の強い事業については除外し、その余の事業を監査の対象とした。対象事業は下表のとおりである。

【監査対象事業】

基本方針	具体的施策の方向	事業名
基本方針1		妊婦健康診査
		妊婦歯科健康診査

妊娠期からの子育てを支える	1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	こども家庭センター（母子保健機能）事業
		母子健康手帳交付（妊娠届出の受理）
		予防接種事業
		乳幼児健康診査
		乳幼児保健歯科教室
		母子保健訪問指導
		母子保健教室
		子ども医療費の助成
		不育症治療費等助成
		小児慢性特定疾病医療費助成
		小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
		産後ケア事業
		産婦健康診査事業
		新生児聴覚検査事業
		子育て応援事業
		多胎児家庭支援事業
		母子健康手帳アプリ導入
		子育てリフレッシュカード配布事業
		妊婦のための支援給付事業
		不妊治療費等助成事業
		妊婦等包括相談支援事業
		ねやがわ子育てナビ
		子育て情報配信サービス
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）		
利用者支援事業		
2 ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	
	はぐくみベビー、マタニティクラス	
基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	幼児期の教育（幼稚園、認定こども園）
		一時預かり事業（幼稚園型）
		一時預かり事業（幼稚園型）の無償化事業
		保育（保育所、認定こども園）
		幼児教育・保育の無償化事業
		地域型保育事業

		食物アレルギー対策事業
		《待機児童ZEROプランR6》
		保育所等保育料第2子以降の無償化
		《エージェンシー型教育 Act 1 プラン》各事業
		きょうだい優先入所
		子育て支援員研修
		乳幼児の絵本贈呈事業 (With Books 事業 (HOP ステージ))
		絵本ふれあい事業 (With Books 事業 (HOP ステージ))
		図書館探検事業 (With Books 事業 (HOP ステージ))
		延長保育事業
		夜間保育事業
		休日保育事業
		一時預かり事業 (幼稚園型を除く)
		子育て短期支援事業 (ショートステイ等)
		病児保育事業
		ファミリー・サポート・センター事業
		一時預かり等の無償化事業
		保育士等処遇改善臨時特例補助金
		バイバイおむつ事業
		医療的ケア児保育支援事業
2 就学後の子どもの健全育成		放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会)
		放課後子供教室推進事業
		子ども食堂支援事業
		英語村 (英語力向上プラン) 事業
3 障害児支援の充実		児童発達支援センター (あかつき・ひばり園) における早期療育・訓練・相談事業
		放課後等デイサービス事業
		障害児保育
		巡回相談
		移動支援事業
		保育所等訪問支援
基本方針3 地域で子育てを支える	1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり	地域子育て支援拠点事業
		子ども読書活動の推進
		地域子育て支援事業

		子育て応援サポーター事業
		子育て応援リーダー事業
		子育てリフレッシュ館の運営
		キッズ・スマイル・パーク（遊びスペース）使用料減免（多子世帯応援事業）
	2 保護者に寄り添う 支援の実施	養育支援訪問事業
		子育て世帯訪問支援事業
		こども相談
		家庭教育サポーター派遣事業
		家庭教育学級事業
		こども家庭センター事業
	3 地域全体で取り組む 子育て支援	地域における子育て支援
		子育て支援グループの育成
		地域人材との連携
		子どもの安全対策（地域の見守り活動）
赤ちゃんの駅		
ファミリー・サポート・センター事業利用料減免（多子世帯応援事業）		
基本方針4 支援が必要な家庭 を支える	1 児童虐待の防止	要保護児童対策地域協議会
		ヤングケアラー支援事業
	2 ひとり親家庭の自立 支援の推進	母子生活支援施設への入所支援
		児童扶養手当の支給
		母子・父子自立支援員による相談の充実
		自立支援プログラムの策定（地域就労支援）
		母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給
		母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給
		母子父子寡婦福祉資金貸付制度
		ひとり親家庭等日常生活支援事業
		母子家庭等就業・自立支援センター事業
		ひとり親家庭医療費の助成
		養育費等相談支援
		養育費・面会交流に関する公正証書作成等促進補助金
養育費・面会交流に関する裁判外紛争解決手続利用料補助金		
保育所保育料等算定に係る寡婦(寡夫)控除のみなし適用		

3 子どもの貧困対策の推進	スクールソーシャルワーカーの配置
	児童生徒支援人材の配置
	特別支援教育就学奨励費
	義務教育就学援助奨励費
	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援
	中学校夜間学級就学奨励費
	養育支援訪問 育児援助・家事援助事業
	家庭教育サポートチーム派遣事業
	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）
	青少年の居場所づくり事業
	食育の推進に関する支援
	生活困窮者住居確保給付金
	スクールカウンセラーの配置
	青少年の相談窓口

（寝屋川市提供資料より監査人作成）

3 保育施設等について

（1）寝屋川市の保育施設数

寝屋川市には、現在保育施設として保育所、認定こども園、待機児童保育施設、事業所内保育所、企業主導型保育施設、認可外保育施設があり、その施設数は下表のとおりである。このうち、待機児童保育施設とは、0歳児から2歳児を対象とし、希望する保育施設を利用できるまでの間、一時的に児童を受け入れることを目的とした施設である。事業所内保育所とは、企業がその事業所の従業員の子どもに加えて、自治体の認可を受けて地域の子どもに提供する保育施設である。企業主導型保育施設とは、企業が従業員のために設置する保育施設である点は事業所内保育所と共通しているが、こちらは認可外保育所に位置付けられ、対象年齢や地域住民枠の設定等について自由度が高く、従業員の働き方等に合わせた柔軟な運営が可能な点に特徴がある。

【寝屋川市の保育施設数】

	公立	私立
保育所	4	11
認定こども園	2	29
待機児童保育施設	—	1
事業所内保育所	—	2

企業主導型保育施設	—	6
認可外保育施設	—	2

(寝屋川市 HP より監査人作成)

(2) 現地調査対象施設

上記の公立保育所及び公立認定こども園のうち、所在地、施設規模等のバランスを考え、3つの施設を抽出して現地調査対象とした。また、児童発達支援センターであるあかつき・ひばり園、子育てリフレッシュ館は、子ども子育て支援において重要な意義を有する施設であると考え、これらも現地調査対象とした。視察した公立の施設は下記のとおりである。

【あかつき・ひばり園】所在地：寝屋川市大谷町6番1号



あかつき園、ひばり園及び第2ひばり園は、発達を豊かに促す療育を必要とする、市内在住の0歳から6歳までの乳幼児を対象とした児童発達支援センターである。定員は各園40名であり、同じ場所に複合して3つの施設が設置されている。

【子育てリフレッシュ館 RELATTO】所在地：寝屋川市錦町 8 番 13 号



子育てリフレッシュ館 RELATTO は、未就学児とその保護者、妊婦を対象とした子育て支援拠点施設である。ボールプールやトランポリンなどで様々な運動・遊びができるキッズ・スマイル・パーク（約 330 m²）や、キッチン付きのセミナールームを活用した各種講座の開催、一時預かり事業等を実施している。

【さくら保育所】所在地：寝屋川市対馬江西町 15 番 16 号



開設年	構造	階数	敷地面積	延べ床面積	児童数	職員数
S45年	鉄骨造	地上1階	1899.0 m ²	792.8 m ²	118	29

【たんぽぽ保育所】所在地：寝屋川市打上南町2番1号



開設年	構造	階数	敷地面積	延べ床面積	児童数	職員数
S52年	鉄筋コンクリート造	地上2階	5738.0 m ²	1645.2 m ²	134人	45人

【まあぶるこども園 星の学舎】所在地：寝屋川市長栄寺町22番13号



開設年	構造	階数	敷地面積	延べ床面積	児童数	職員数
S50	鉄骨造	地上1階	1113.0 m ²	607.1 m ²	76人	31人

※令和6年認定こども園化

第3 監査の結果及び意見（総論）

1 保育施設等における物品管理

（1）寝屋川市における物品管理の概要

寝屋川市では、寝屋川市物品会計規則に定めるところにより、物品を「備品」、「消耗品」、「原材料」、「生産物」、「郵便切手類」の区分に分類整理することとされている。このうち「備品」とは、「その性質又は形状を変えなく、比較的長期間にわたって使用又は保存に耐える物で、1組又は1品の取得価額又は評価額が10,000円以上のもの（図書については、1冊の取得価額又は評価額が5,000円以上のもの（消耗品に属するものを除く。））及びその性質は消耗品に属する物であっても標本、陳列品等として保管すべきもの」（寝屋川市物品会計規則第3条1項1号）と定義されている。

物品管理については、原則として全庁共通の財務会計システムを用いて行うこととされており（同規則第16条）、物品管理簿についてもシステム上で作成できるが、別台帳により管理することも規則上は許容されているようである。現に、保育施設の現地視察を行った際、施設によって異なる書式の物品管理簿を用いている例（子育てリフレッシュ館では、「備品台帳」というタイトルの、保育所では「備品リスト」というタイトルの物品管理簿でそれぞれ管理がなされていた。）が確認できた。

もっとも、備品の整理については、使用中の備品に備品整理票（物品に貼付するシール）を付けて整理しなければならず、備品整理票を付けることができないとき、又は付けることが不適当なときは、備品整理票に準じて、焼印、刻印、ペイント等により明示し、物品管理簿との対照に便利なようにしておかなければならないとされており（同規則第20条1項）、このルールはいかなる書式の物品管理簿を用いていたとしても、適用されるものと考えられる。

（2）監査の結果及び意見

【監査の結果1】

寝屋川市は、保育施設等における物品管理の方法を見直すべきである。

（理由）

現地調査を行った市立の各保育施設において、備品リストと現物の照合を行ったところ、以下の点が確認できた。

- ①各備品リストには、当該備品の管理番号、備品の所在、外見が分かる写真の添付のいずれも認められなかった。
- ②備品の中には市所定の物品管理シールが貼付されておらず、外見上市の備品であることが分からないものがあった。
- ③既に廃棄して現地に存在しない備品がリストに掲載されたままになっていた。
- ④リストに掲載されている備品の現物を職員によって特定できないものがあった。

以上の事実からすれば、保育施設等における備品について、特に同じ物が複数個あるような場合、その一つが利用者等に持ち出されたとしてもそのことに気づかない、気づいたとしてもそれが市の所有であることを客観的に証明することができない可能性が高く、不適切な管理と言わざるを得ない。その原因としては、物品管理の方法が属人的な記憶に依拠しており、リストと現物を管理番号や写真等でリンクさせるなどの工夫がなく、客観性に乏しい点が挙げられる。

また、各施設では年に1回、物品管理リストと現物の照合作業をしているとのことだが、上記③、④の点からすれば実効的なチェックが行われているか疑問である。

一方で、物品管理シールを貼付しても、時間的経過により剥がれやすくなり、児童が誤嚥する可能性を危惧し、物品管理シールの貼付を控えているという現場職員の声があり、この点は首肯できる意見である。しかしながら、備品そのものに直接マジックペンで書き込むなど、他に代替手段は考えられるところであるが、そのような例は極めて少なかった。

もっとも望ましい方法としては、備品リストに当該備品の所在を明記し、管理番号を付し、それを当該備品にシールあるいは他の方法で明記したうえで、写真を撮ってリストに添付することであると考え。ただ、写真を使用した管理は寝屋川市において全庁的に行っておらず、これを導入することは全庁的な検討を要するかもしれないため、まずは備品リストと当該備品とのリンクを徹底することから始めるべきである。最初にこの作業を行うことには相応の手間はかかるが、一度やってしまえば、後の備品チェックの作業が効率的に行うことができ、人事異動等で職員が変わっても同等の確度で行うことができるため、メリットは大きいと考える。

各所管課においては、現地調査において監査人が指摘したこともあり、令和7年度において、物品管理の方法について見直しに着手しているとのことである。寝屋川市においては、監査人が提案した方法を含め、引き続き物品管理方法の改善に向けた取り組みを進め、適切な管理ルールの策定及び運用を実現されたい。

第4 監査の結果及び意見（各論）

1 妊婦健康診査

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等
こども部子育て支援課

イ 事業の要旨

妊婦及び胎児の健康状態の確認及び経済的な負担軽減を目的に、医療機関及び助産院における妊婦健康診査の受診に対し、最大 14 回まで費用の一部を助成する事業である。

なお、別途、「子育て応援事業」において、15 回から 17 回までの受診費用を助成している。また、多胎妊婦については、「多胎児家庭支援事業」において、18 回から 22 回までの受診費用を助成している。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針の1の1）
法律等	母子保健法第13条 妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）
条例等	なし
要綱等	寝屋川市妊婦健康診査事業実施要綱
契約等	委託契約（妊婦健康診査委託） 委託契約（妊婦健康診査審査事務委託）

エ 決算の推移

	R4決算	R5決算	R6決算
金額（千円）	138,691	131,704	127,602

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 （未収金額・減免金額を含む。）	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

財産運用収入・財産売却収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
委託料	120,231,590	単価契約	無	無	無	大阪府医師会 健康診査委託料
委託料	949,410	単価契約	無	無	無	大阪府医師会 健康診査審査事務委託料
委託料	1,851,000	単価契約	無	無	無	大阪府助産師会 健康診査委託料
委託料	17,226	単価契約	無	無	無	大阪府助産師会 健康診査審査事務委託料

キ 実績

令和6年度の受診者数は、府内2,054人(14,381回)、府外103人(620回)である。

ク 事務の具体的内容

一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）及び一般社団法人大阪府助産師会（以下「大阪府助産師会」という。本項では、大阪府医師会と大阪府助産師会をあわせて「医師会等」という。）に健康診査を委託しており、医師会等の会員である医療機関において健康診査を実施している。

健康診査の委託料は、何回目の検査であるかにより、1回5,000円から20,000円の金額が設定されている。

要綱上は、個別の医療機関にも直接委託できることとされているが、個々の医療機関との委託契約は締結されていない。

健康診査の委託とは別途、医師会等と審査事務の委託契約を締結しており、医師会等の会員が実施した健康診査についての請求書の内容確認、明細書の作成等を委託している。審査事務の委託料は、健康診査受診1件あたり66円（税込）である。

(2) 監査の結果及び意見

【意見1】

妊婦健康診査事業について、健康診査を医師会等に委託しつつ、各医療機関からの請求書の内容確認等の審査事務手数料を支払うことは、形式的には不合理とも捉えられるから、契約形式や契約書文言について調整を検討すべきである。

(理由)

医師会等に対する健康診査委託においては、医師会等が受託者とされ、委託業務の履行場所は「受注者会員の医療機関」とされている。請求書は医師会等が発行しており、委託料の支払先は医師会等となっている。すなわち、医師会等の委託契約の履行として、各医療機関での健康診査が実施されている。そして、医師会等が健康診査を取り纏め、市に対して委託料を請求し、実施した各医療機関に分配しているものである。

一方で、医師会等に対する健康診査事務委託の委託業務は、「要綱に基づく請求書の内容確認、過誤請求書の調整及び別途定める様式による請求書別又は医療機関明細書の作成」とされている。当該委託契約に基づき、1件あたり66円の委託料が医師会等へ支払われている。

しかし、医師会等が健康診査の受託者として市に委託料を請求し、その支払いを受ける以上、各医療機関からの請求を取りまとめ、内容を確認・審査し、市への請求書を作成する行為は、受託者である医師会等自身の業務遂行に必要な事務と捉えられる。この受託者自身の事務に対し、市が別途、事務手数料を支払うことは、法的な観点からは不合理とも捉えられる。

もっとも、実質的に見ると、医師会等は、健康診査を実施した各医療機関への委託料の分配事務を行っているに過ぎず、医師会等に各医療機関の請求書の内容確認や調整を委託することに、実質的な弊害はないと考えられる。

したがって、現状の事務体制を変更する必要性はないが、形式的な不合理性を解消し、契約の透明性を確保するため、契約形式の統合や、審査事務の役割を定義し直すなど、法的に矛盾のない契約形式や契約書文言について検討すべきである。

2 妊婦歯科健康診査

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等
こども部子育て支援課

イ 事業の要旨

妊婦のむし歯・歯周病の早期発見と母子の歯科疾患予防を目的に、妊娠中に一回、歯科健康診査費用全額を助成している。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針1の1）
法律等	母子保健法第13条
条例等	なし
要綱等	妊婦歯科健康診査事業実施要綱
契約等	委託契約（歯科健康診査委託）

エ 決算の推移

	R4決算	R5決算	R6決算
金額（千円）	3,343	2,827	3,029

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 （未収金額・減免金額を含む。）	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし
財産運用収入・財産売却収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
委託料	2,966,847	単価契約	無	無	無	寝屋川市歯科医師会

キ 実績

令和6年度の受診者数は、379人である。

ク 事務の具体的内容

一般社団法人寝屋川市歯科医師会（以下「寝屋川市歯科医師会」という。）に委託しており、同会の会員である医療機関において歯科健康診査を実施している。

要綱上は、個別の医療機関にも直接委託できるとされているが、個々の医療機関との委託契約は締結されていない。

委託料は1件あたり7,787円（税込）で、歯科検診を実施した医療機関から市へ直接請求し、市から各医療機関へ直接支払われている。

（2）監査の結果及び意見

【意見2】

妊婦歯科健康診査について、一般社団法人寝屋川市歯科医師会に委託しながら、各医療機関から市へ委託料を請求することは不合理とも捉えられるから、他の契約形式や、契約書文言の調整を検討すべきである。

（理由）

妊婦歯科健康診査については、寝屋川市歯科医師会に委託され、同会の会員である歯科医師（医療機関）が健康診査を実施している。健康診査を実施した医療機関は、妊婦歯科健康診査票等の書類を1か月ごとにとりまとめて市に提出し、市で審査の上、各医療機関から市へ直接、請求書が発行されている。そして、市から各医療機関へ、直接、委託料が支払われている。

しかし、受託者を歯科医師会として、歯科医師会と委託契約を締結している以上、本来、委託料の請求は歯科医師会から行うべきである。上記のような運用では、契約主体である歯科医師会が契約書作成以外には何ら受託業務に関与しないことになり、責任の所在が曖昧になるおそれがある。

歯科医師会が取りまとめをして委託料を市へ請求することのほか、各医療機関と直接委託契約を締結することや、歯科医師会と各医療機関で再委託契約を締結することなどの方法が考えられるところであり、法的に矛盾のない契約形式や契約書文言について検討すべきである。

3 予防接種事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等
こども部子育て支援課

イ 事業の要旨

感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防することを目的として、予防接種費用の助成をする事業である。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針1の1）
法律等	予防接種法第5条、第8条
条例等	なし
要綱等	寝屋川市取扱医療機関以外での定期予防接種費用補助金交付要綱 寝屋川市年少児のインフルエンザワクチン接種費用の助成に関する要綱 寝屋川市おたふくかぜワクチン接種費用の助成に関する要綱 寝屋川市子宮頸がんワクチン任意接種補助金交付要綱 寝屋川市造血細胞移植等後定期予防接種ワクチン再接種費用補助金交付要綱 予防接種事故災害補償要綱
契約等	委託契約（予防接種委託） 委託契約（予防接種予診票等入力・確認業務委託）

エ 決算の推移

	R 4 決算	R 5 決算	R 6 決算
金額（千円）	437,942	462,547	607,638

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 （未収金額・減免金額を含む。）	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし
財産運用収入・財産売払収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
委託料	567,942,179	単価契約	無	無	無	予防接種委託
補助金	5,826,831	—	無	無	無	予診票等入力・確認業務委託
委託料	2,745,600	総価契約	無	無	無	

キ 実績

令和6年度の被接種者の延べ人数は、次の通りである。

- ・ 定期予防接種（子宮頸がんワクチンを除く） 32,584人
- ・ 年少児インフルエンザ 11,373人
- ・ おたふくかぜワクチン 1,958人
- ・ 子宮頸がんワクチン（定期接種）1,750人
- ・ 子宮頸がんワクチン（キャッチアップ接種）5,813人
- ・ 子宮頸がんワクチン（任意接種）6人

ク 事務の具体的内容

(ア) 市と委託契約を締結している医療機関（個別に委託契約を締結している医療機関及び委託契約を締結している医師会の会員である医療機関。以下本項において「寝屋川市取扱医療機関」という。）が予防接種を実施した場合は、実施医療機関からの請求に基づき、所定の委託料を支払う。実施にあたり、予防接種法第5条に定める定期予防接種以外の場合（年少児インフルエンザワクチン、おたふくかぜワクチン、子宮頸がんワクチン任意接種）には、被接種者は実施医療機関を通して各ワクチンに対応する助成金の申請書を提出し、市は、実施医療機関に対して助成金を交付する。

市と委託契約を締結していない医療機関における予防接種については、被接種者は費用を医療機関に支払った上で、助成金申請書を市に提出し、市は被接種者に対して助成金を交付する（償還払い）。

接種費用の助成金・補助金申請書の書式としては、①寝屋川市定期予防接種費用補助金交付申請書兼請求書（市と委託契約を締結していない医療機関における定期予防接種用）、②寝屋川市年少児のインフルエンザワクチン接種費用助成金交付申請書（寝屋川市取扱医療機関での実施用）、③寝屋川市年少児のインフルエンザワクチン接種費用助成金交付申請書兼請求書（償還払い用）、④寝屋川市おたふくかぜワクチン接種費用助成金交付申請書（寝屋川市取扱医療機関での実施用）、⑤寝屋川市年少児のインフルエンザワクチン接種費用助成金交付申請書兼請求書（償還払い用）、⑥寝屋川市子宮頸がんワクチン任意接種補助金交付申請書が存する。

(イ) 予防接種予診票等の入力・確認作業、年少児インフルエンザワクチン予防接種の確認作業、おたふくかぜワクチン予防接種の確認作業等については、NXキャリア

ロード株式会社に業務委託されている。

(2) 監査の結果及び意見

【監査の結果2】

寝屋川市取扱医療機関で予防接種を受ける際の接種費用助成金（補助金）交付申請書と、その他の接種費用助成金（補助金）交付申請書において、暴力団員等ではない旨の誓約文言の有無を統一すべきである。

(理由)

寝屋川市取扱医療機関において予防接種を受ける場合の接種費用助成金（補助金）交付申請書（上記②④。定期予防接種を寝屋川市取扱医療機関で受ける者は、助成申請書の提出は不要である）には、暴力団員等ではない旨の誓約文言は記載されていない。一方、それ以外の接種費用助成金（補助金）交付申請書（上記①③⑤⑥）には、いずれも、「私は暴力団員又は暴力団の密接な関係者でないことを誓約します。」との文言が記載されている。

このことから、寝屋川市取扱医療機関での予防接種においては、暴力団員等ではない旨の制約は不要である。すなわち、暴力団員等に該当する者は、寝屋川市取扱医療機関であれば接種費用の助成が受けられ、その他の医療機関であれば助成が受けられないということになる。

寝屋川市取扱医療機関で接種を受ける場合、助成金は実施医療機関に支払われるが、助成金の交付対象者はあくまでも被接種者であるから、いずれで接種を受けるかにより、助成の対象を区分すべき理由はない。

したがって、助成金（補助金）交付申請書における暴力団員等でない旨の誓約文言の有無を統一すべきである。

4 乳幼児健康診査事業、乳児一般及び後期健康診査事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等
こども部子育て支援課

イ 事業の要旨

疾病・障害・育児不安等の早期発見、早期対応及び予防を目的に、医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員等による乳幼児の診察、保健指導等を行う事業である。

母子保健法第12条により市町村に実施が義務付けられている1歳6か月児健診（満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児を対象）及び3歳児健診（満3歳を超え満4歳に達しない幼児を対象）のほか、同法13条に基づき、4か月児健診、乳児一般健診（1歳に達しない乳児を対象）、乳児後期健診（生後9か月を超え満1歳に達しない乳児を対象）が実施されている。

このうち、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診については健診会場での集団健診、乳児一般健診及び乳児後期健診については医療機関での個別健診とされている。

なお、各健診において必要とされた場合には、経過観察健診が実施されている。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針1の1）
法律等	母子保健法第12条、第13条、母子保健法施行規則第2条
条例等	なし
要綱等	寝屋川市乳児一般及び後期健康診査事業実施要綱
契約等	委託契約（1か月児健診及び後期健康診査委託） 委託契約（1か月児健診及び後期健康診査事務委託）

エ 決算の推移

	R4決算	R5決算	R6決算
金額（千円）	34,051	37,278	35,461

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 （未収金額・減免金額を含む。）	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

財産運用収入・財産売却収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
報償費	14,882,200					集団検診 医師等執務謝礼
委託料	17,222,475	単価契約	無	無	無	大阪府医師会 健康診査委託料
委託料	164,142	単価契約	無	無	無	大阪府医師会 健康診査審査事務委託料

キ 実績

令和6年度の集団検診の実施回数は次の通りである。

- 4か月児健診 28回
- 1歳6か月児健診 30回
- 3歳6か月児健診 30回

各健診の受診者数は、次の通りである。

- 4か月児健診 1,310人
- 1歳6か月児健診 1,300人
- 3歳6か月児健診 1,306人
- 乳児一般健診 1,199人
- 乳児後期健診 1,288人

ク 事務の具体的内容

上記の通り、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診については健診会場での集団検診であり、医師等に執務謝礼を支出している。

乳児一般健診及び乳児後期健診については、大阪府医師会に健康診査を委託しており、医師会の会員である医療機関において個別健診を実施している。

健康診査の委託料は、1件あたり6,925円（税込）である。

要綱上は、個別の医療機関にも直接委託できるとされているが、個々の医療機関との委託契約は締結されていない。

健康診査の委託とは別途、大阪府医師会と審査事務の委託契約を締結しており、同会の会員が実施した健康診査についての請求書の内容確認、明細書の作成等を委託している。審査事務の委託料は、乳児一般及び後期健康診査受診1件あたり66円（税込）である。

(2) 監査の結果及び意見

【意見3】

乳幼児健康診査事業について、健康診査を大阪府医師会に委託しながら、各医療機関からの請求書の内容確認等の審査事務を委託することは不合理とも捉えられるから、他の契約形式や、契約書文言の調整を検討すべきである。

(理由)

妊婦健康診査事業についての意見と同様、健康診査を大阪府医師会に委託しながら、各医療機関からの請求書の内容確認等の審査事務を委託していることについて、形式的な不合理性を解消し、契約の透明性を確保するため、契約形式の統合や、審査事務の内容を定義し直すなど、法的に矛盾のない契約形式や契約書文言について検討すべきである。

5 母子保健訪問指導

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等
こども部子育て支援課

イ 事業の要旨

家庭で保健指導をする必要のある乳幼児とその家族を対象に保健師等が訪問して個別指導を行う事業である。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針1の1）
法律等	母子保健法第17条
条例等	なし
要綱等	母子保健訪問指導事業実施要綱
契約等	委託契約（新生児及び未熟児等訪問指導委託）

エ 決算の推移

	R4決算	R5決算	R6決算
金額（千円）	6,289	8,602	8,580

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 (未収金額・減免金額を含む。)	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし
財産運用収入・財産売却収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
委託料	8,019,880	単価契約	無	無	無	大阪府助産師会所属助産師

キ 実績

令和6年度の訪問件数は、妊婦63件、産婦1,829件、新生児及び乳児1,397件、

未熟児 228 件、幼児及びその他 546 件である。

ク 事務の具体的内容

一般社団法人大阪府助産師会に所属する助産師に対して（後記の通り、受託者は法人たる大阪府助産師会ではなく、個々の助産師である。）訪問指導を委託して実施している。

原則として、妊娠期から生後 4 か月未満まで最大 4 回の訪問指導をすることとし、生まれた乳児が未熟児の場合は妊娠期から満 1 歳未満まで最大 4 回、多胎児の場合は妊娠期から満 1 歳未満まで最大 7 回、訪問指導する。

委託料は、妊産婦訪問指導は 1 につき 2,500 円（税込）、新生児及び乳児訪問指導、多胎児訪問指導はいずれも 1 人につき 2,760 円（税込）である。

なお、多胎児訪問指導の 5 回から 7 回までは、「多胎児家庭支援事業」において委託料が支払われている。

（2）監査の結果及び意見

【監査の結果 3】

新生児及び未熟児等訪問指導委託契約書には、受託する各助産師全員が記名押印すべきである。

（理由）

新生児及び未熟児等訪問指導委託に係る委託契約書の契約主体の記載は、「一般社団法人大阪府助産師会寝屋川班長〇〇（〇〇は個人の氏名）外 17 名」となっており、記名押印欄には「受注者 一般社団法人大阪府助産師会寝屋川班在職助産師（18 人） 上記本契約締結に係る代表者 〇〇（〇〇は個人の氏名）」と記載されているが、押印しているのは当該代表者のみであり、「外 17 名」の氏名も記載されていない。

大阪府助産師会という法人ではなく、各助産師個人が受託者と解されるから、契約書には全助産師が記名押印するか、助産師ごとに契約書を作成する必要がある。責任の所在を明確化する意味でも、構成員が入れ替わる可能性もあるという意味でも、改善の必要がある。

6 産後ケア事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等
こども部子育て支援課

イ 事業の要旨

医療機関や助産所において出産後の間もない母親（産婦）に対し、心身のケアや育児に対する相談支援を行うとともに、市と産後ケア実施機関と連携した母子支援を実施する事業である。短期入所（ショートステイ）型・通所（デイサービス）型・居宅訪問（アウトリーチ）型の3つの支援を行っている。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針1の1）
法律等	母子保健法第17条の2
条例等	なし
要綱等	寝屋川市産後ケア事業実施要綱 寝屋川市産後ケア事業実施要領
契約等	委託契約（ショートステイ型及びデイサービス型委託） 委託契約（アウトリーチ型委託）

エ 決算の推移

	R4決算	R5決算	R6決算
金額（千円）	3,896	7,060	10,814

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 （未収金額・減免金額を含む。）	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし
財産運用収入・財産売払収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
----	-------	------	------	-----	-----	----

委託料	5,424,520	単価契約	無	無	無	ショートステイ型
委託料	651,180	単価契約	無	無	無	デイサービス型
委託料	4,674,000	単価契約	無	無	無	アウトリーチ型

キ 実績

令和6年度の利用数は、短期入所（ショートステイ）型183泊、通所（デイサービス）型39日、居宅訪問（アウトリーチ）型488件である。

ク 事務の具体的内容

- (ア) 短期入所（ショートステイ）型及び通所（デイサービス）型については、医院・助産院等と委託契約を締結し、委託先の各施設において、食事提供、母親の身体的ケア、保健指導、栄養指導、心理的ケア等を実施している。委託先施設との契約金額は、短期入所（ショートステイ）型については1利用32,000円、通所（デイサービス）型は1利用18,000円が原則である。このうち、利用者から一定の負担金（原則、ショートステイ型は3,100円、デイサービス型は1,500円）を各施設に支払い、残額を委託料として市から支払う。
- (イ) 居宅訪問（アウトリーチ）型については、一般社団法人大阪府助産師会に所属する助産師に対して（後記の通り、受託者は法人たる大阪府助産師会ではなく、個々の助産師である）居宅訪問を委託し、産婦及び乳児の居宅において、母親の身体的ケア、保健指導、栄養指導、心理的ケアを実施している。契約金額は、原則として1利用10,000円であり、このうち、利用者から原則として負担金500円を委託先に支払い、残額を委託料として市から支払う。

(2) 監査の結果及び意見

【監査の結果4】

寝屋川市産後ケア事業（居住訪問（アウトリーチ）型）委託契約書には、受託する各助産師全員が記名押印すべきである。

(理由)

母子保健訪問指導に係る委託契約書と同様であるが、居住訪問（アウトリーチ）型の委託に係る委任契約書の契約主体の記載は、「一般社団法人大阪府助産師会寝屋川班長〇〇（〇〇は個人の氏名）外17名」となっており、記名押印欄には「受注者 一般社団法人大阪府助産師会寝屋川班在職助産師(18人) 上記本契約締結に係る代表者〇〇（〇〇は個人の氏名）」と記載されているが、押印しているのは当該代表者のみであり、「外17名」の氏名も記載されていない。

大阪府助産師会という法人ではなく、各助産師個人が受託者であるから、契約書には全助産師が記名押印するか、助産師ごとに契約書を作成する必要がある。責任の所在を明確化する意味でも、構成員が入れ替わる可能性もあるという意味でも、改善する必要がある。

7 産婦健康診査事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等
こども部子育て支援課

イ 事業の要旨

産後うつの予防や新生児への虐待予防等のため、産後の初期段階における母子に対する支援を強化できるよう、産後 2 週間・1 か月頃の受診費用の一部を助成する事業である。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第 2 期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針 1 の 1）
法律等	母子保健法第 13 条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則 母子保健衛生費国庫補助金交付要綱
条例等	なし
要綱等	産婦健康診査事業実施要綱
契約等	委託契約（産婦健康診査委託） 委託契約（産婦健康診査審査事務委託）

エ 決算の推移

	R 4 決算	R 5 決算	R 6 決算
金額（千円）	10,955	10,627	8,980

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 （未収金額・減免金額を含む。）	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし
財産運用収入・財産売払収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
委託料	7,930,630	単価契約	無	無	無	大阪府医師会 健康診査委託料
委託料	110,946	単価契約	無	無	無	大阪府医師会 健康診査審査事務委託料
委託料	275,000	単価契約	無	無	無	大阪府助産師会 健康診査委託料
委託料	3,630	単価契約	無	無	無	大阪府助産師会 健康診査審査事務委託料

キ 実績

令和6年度の受診者数は、府内1,226人（延べ1,736回）、府外100人（延べ173回）である。

ク 事務の具体的内容

大阪府医師会及び大阪府助産師会に健康診査を委託しており、医師会等の会員である医療機関において健康診査を実施している。

健康診査の委託料は、1回につき5,000円（税込）である。

要綱上は、個別の医療機関にも直接委託できるとされているが、個々の医療機関との委託契約は締結されていない。

健康診査の委託とは別途、医師会等と審査事務の委託契約を締結しており、医師会等の会員が実施した健康診査についての請求書の内容確認、明細書の作成等を委託している。審査事務の委託料は、健康診査受診1件あたり66円（税込）である。

（2）監査の結果及び意見

【意見4】

産婦健康診査事業について、健康診査を大阪府医師会及び大阪府助産師会に委託しながら、各医療機関からの請求書の内容確認等の審査事務を委託することは不合理とも捉えられるから、他の契約形式や、契約書文言の調整を検討すべきである。

（理由）

妊婦健康診査事業についての意見と同様、健康診査を大阪府医師会に委託しながら、各医療機関からの請求書の内容確認等の審査事務を委託していることについて、形式的な不合理性を解消し、契約の透明性を確保するため、契約形式の統合や、審査事務の内容を定義し直すなど、法的に矛盾のない契約形式や契約書文言について検討すべきである。

8 新生児聴覚検査事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等
こども部子育て支援課

イ 事業の要旨

聴覚障害のある児を出生後早期に発見し、療育につなげ、音声言語発達等への影響を最小限にとどめるため、新生児聴覚検査に係る費用を助成する事業である。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針1の1）
法律等	平成19年1月29日雇児母発第0129002号、最終改正令和4年7月21日子母発0721第1号）「新生児聴覚検査の実施について」
条例等	なし
要綱等	寝屋川市新生児聴覚検査事業実施要綱
契約等	委託契約（新生児聴覚検査委託） 委託契約（新生児聴覚検査審査事務委託）

エ 決算の推移

	R4決算	R5決算	R6決算
金額（千円）	6,372	6,408	6,527

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 （未収金額・減免金額を含む。）	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし
財産運用収入・財産売却収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
委託料	5,869,404	単価契約	無	無	無	大阪府医師会 健康診査委託料

委託料	73,128	単価契約	無	無	無	大阪府医師会 健康診査審査事務委託料
委託料	180,900	単価契約	無	無	無	大阪府助産師会 健康診査委託料
委託料	1,782	単価契約	無	無	無	大阪府助産師会 健康診査審査事務委託料

キ 実績

令和6年度の受診者数は、府内1,135人、府外87人である。

ク 事務の具体的内容

大阪府医師会及び大阪府助産師会に検査を委託しており、医師会等の会員である医療機関において、初回検査（出生後入院中に行うもの）及び確認検査（初回検査で再検査が必要となった場合に同じ実施機関により実施するもの）のそれぞれ1回、検査を実施している。

検査の委託料は、対象者1人つき初回検査又は確認検査で自動聴性脳幹反応検査（AABR）を実施した場合には6,700円（税込）を上限、AABRを実施しなかった場合には3,000円（税込）が上限とされている。

要綱上は、個別の医療機関にも直接委託できるとされているが、個々の医療機関との委託契約は締結されていない。

検査の委託とは別途、医師会等と審査事務の委託契約を締結しており、医師会等の会員が実施した検査についての請求書の内容確認、明細書の作成等を委託している。審査事務の委託料は、健康診査受診1件あたり66円（税込）である。

（2）監査の結果及び意見

【意見5】

新生児聴覚検査診査事業について、検査を大阪府医師会及び大阪府助産師会に委託しながら、各医療機関からの請求書の内容確認等の審査事務を委託することは不合理とも捉えられるから、他の契約形式や、契約書文言の調整を検討すべきである。

（理由）

妊婦健康診査事業についての意見と同様、検査を大阪府医師会に委託しながら、各医療機関からの請求書の内容確認等の審査事務を委託していることについて、形式的な不合理性を解消し、契約の透明性を確保するため、契約形式の統合や、審査事務の内容を定義し直すなど、法的に矛盾のない契約形式や契約書文言について検討すべきである。

9 多胎児家庭支援事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等
こども部子育て支援課

イ 事業の要旨

身体的・精神的負担が大きい、多胎妊婦及び多胎児を育てる家庭の孤立化等を防ぎ、負担感の軽減、不安の解消を図るため、訪問指導の充実、外出支援、多胎育児経験者等との交流会を開催することで、安心して出産・育児ができるよう支援を行う事業である。

前記の通り、妊婦健康診査の18回から22回、母子保健訪問指導の5回から7回目も、本事業により実施されている。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針1の1）
法律等	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則 母子保健衛生費国庫補助金交付要綱
条例等	なし
要綱等	多胎児家庭支援事業実施要綱
契約等	なし

エ 決算の推移

	R 4 決算	R 5 決算	R 6 決算
金額（千円）	1,447	1,689	2,035

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 (未収金額・減免金額を含む。)	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし
財産運用収入・財産売却収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
委託料	25,000	単価契約	無	無	無	大阪府医師会 健康診査委託料
委託料	5,066	単価契約	無	無	無	大阪府助産師会 健康診査委託料
委託料	307,780	単価契約	無	無	無	大阪府助産師会 母子保健訪問指導委託料
一般消耗品費	1,600,000	-	無	無	無	タクシー乗車券

キ 実績

令和6年度の多胎児家庭へのタクシー乗車券交付は68件、訪問指導回数（5～7回目）は産婦37件、新生児等13件、未熟児等65件、多胎児家庭交流会の開催は2回、妊婦健康診査（18～22回目）の受診者数は府内5人（延べ6回）、府外0人（延べ0回）である。

ク 事務の具体的内容

妊婦健康診査（18～22回目）及び母子保健訪問指導（5～7回目）については、各事業で記載の通りである。

多胎児家庭交流会は、多胎妊婦及び多胎児を育児中の者を対象に、保健師等を交えた交流会を開催しているものである。

タクシー乗車券の交付は、多胎児家庭支援事業実施要綱に則り、多胎児家庭に対し、最大2万円分のタクシー乗車券を交付するものである。タクシー乗車券は、一般社団法人大阪タクシー協会から購入する金券であり、年度ごとに、申請した対象者に2万円分を交付する。

（2）監査の結果及び意見

【意見6】

多胎児家庭支援事業においてタクシー乗車券の交付を受けた者が、交付後に市から転出した場合の取扱いについて要綱に定めるべきである。

（理由）

本事業においては、多胎児家庭を対象に、申請に応じて年間2万円分のタクシー乗車券を交付している。

タクシー乗車券は、一般社団法人大阪タクシー協会から都度購入している金券であり、利用の都度請求がなされるものではない。

対象者は「申請を行う日の時点で、寝屋川市の住民基本台帳に記載されている多胎児家庭の保護者」（要綱第5条）とされているが、年度途中で市から転出した者の取り扱い

については明確に定められていない。

市の作成しているQ&Aには、市から転出した場合について、「転出後は対象にはなりませんので、タクシー乗車券を破棄していただくようお願いいたします。」と記載されているが、市は転出者を捕捉して破棄したことの確認や、返還要求をしているわけではない。

タクシー乗車券が転出後に使用される可能性も考えられることから、公平性という観点から妥当ではない。

要綱において、転出時の取扱いを明確に定めるべきである。

10 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等
こども部子育て支援課

イ 事業の要旨

市民税非課税世帯等の低所得の妊婦が経済的な負担を理由に医療機関への受診を控えることがないように、初回産科受診料を支援する事業である。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針1の1）
法律等	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則 母子保健衛生費国庫補助金交付要綱
条例等	なし
要綱等	寝屋川市低所得の妊婦等に対する初回産科受診料補助金交付要綱
契約等	なし

エ 決算の推移

	R4決算	R5決算	R6決算
金額（千円）	-	-	8

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 (未収金額・減免金額を含む。)	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし
財産運用収入・財産売却収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
補助金	6,000	-	無	無	無	

キ 実績

令和5年度の申請は0件、令和6年度は1件であった。

ク 事務の具体的内容

市民税非課税世帯等の低所得の妊婦に対し、初回産科受診料を補助するものである。令和5年10月1日から施行された事業であり、同年4月1日以降の受診が対象である。

対象者から、産科受診後に補助金交付申請書兼請求書の提出を受け、1万円を限度として受診料相当額の補助金を交付する。

(2) 監査の結果及び意見

【意見7】

事業の周知を更に進めるべきである。

(理由)

上記の通り、令和5年度の申請は0件、令和6年度は1件と、利用は低調である。そもそも対象者が少ない可能性はあるものの、周知不足から対象者が申請に至っていないことも十分に考えられることから、医療機関への情報提供等、事業の周知を更に進めるべきである。

1 1 子育て情報配信サービス事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等

こども部子育て支援課、子育てリフレッシュ館

イ 事業の要旨

市の子育てに関する情報を、電子メール、アプリ等を利用して携帯端末等に配信することで、子育て家庭が必要な情報を入手できるようにする事業である。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針1の1）
法律等	なし
条例等	寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例 寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例施行規則
要綱等	なし
契約等	なし

エ 決算の推移

	R 4 決算	R 5 決算	R 6 決算
金額（千円）	199	212	209

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 (未収金額・減免金額を含む。)	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし
財産運用収入・財産売払収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
使用料	208,814	総価契約	無	無	無	LINE 使用料

キ 実績

令和6年度末におけるメールねやがわ「子育て情報」の登録者数は7,002人、子育て支援課のLINE公式アカウント登録者数は16,245人である。

ク 事務の具体的内容

「メールねやがわ」では、電子メールで市から情報配信するサービスであり、登録された配信区分(指定された校区、お知らせ情報、または市域一斉)とカテゴリ(「安心・安全」「防災情報」「子育て情報」等)に応じて、不定期にメールを配信する。メールねやがわの「子育て情報」では、保育所(園)ひろば情報や子育て支援センター情報等を配信している。

子育て支援課のLINE公式アカウントは、登録者に対し、子育てリフレッシュ館RELATTO(リラット)で実施する事業の概要(イベント情報)、同館内の遊びスペースで利用できるLINEクーポン等を配信するほか、子育てに関する情報を随時発信している。

(2) 監査の結果及び意見

【意見8】

子育て情報を含む施策情報の配信及びアプリ等ツールの役割分担を明確にし、集約・一元化を検討すべきである。

(理由)

市からの子育て情報の配信ツールとしては、上記の「メールねやがわ」及び子育て支援課のLINE公式アカウントのほか、母子健康手帳アプリ「ねやCoCoアプリ」も存するところであり、各ツールの役割分担は必ずしも明確ではない。

市からの情報配信という点では、寝屋川市の公式アプリ「もっと寝屋川」や、SNS(Instagram、YouTube等)のアカウントも使用しており、役割の整理や情報配信体制に重複等の非効率な点がないか検討し、必要に応じた集約・一元化を行うべきである。

1 2 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

（1）事業の概要

ア 所管部局・所管課等
こども部子育て支援課

イ 事業の要旨

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の状況及び養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供とともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援へつなげる事業である。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針1の1）
法律等	児童福祉法第6条の3第4項、第21条の9乃至第21条の10の3 子ども家庭庁「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」
条例等	なし
要綱等	寝屋川市こんにちは赤ちゃん事業実施要綱
契約等	なし

エ 決算の推移

	R4決算	R5決算	R6決算
金額（千円）	399	343	329

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 （未収金額・減免金額を含む。）	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし
財産運用収入・財産売却収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
郵便料	235,379	-	無	無	無	

キ 実績

令和年6度の訪問件数は1,168件である。

ク 事務の具体的内容

原則として、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、当該家庭から様々な不安及び悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う。訪問者は、民生委員・児童委員のうち、子育て支援に関わり等があると認められる者である。

訪問の結果、支援が必要な家庭に対しては、具体的な支援の方法等について、必要に応じて、関係機関によるケース検討会議を開催し、その結果を踏まえ、適切な支援に結びつけることとされている。

(2) 監査の結果及び意見

【監査の結果5】

新生児訪問指導・未熟児訪問指導をした家庭は事業の対象外である旨を要綱に明記すべきである。

(理由)

児童福祉法第6条の3第4項は、乳児家庭全戸訪問事業を「一の市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、内閣府令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業」と定義しており、寝屋川市こんには赤ちゃん事業実施要綱第4条も、対象家庭を「寝屋川市の区域内に住所を有する生後4か月までの乳児（以下「対象乳児」という。）のいるすべての家庭（里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。）」と規定している。

一方で、母子保健法に基づく訪問指導も行われている。これは、母子保健の観点から乳幼児のいる家庭を対象として、必要な保健指導等を行う事業であり、当該事業と本事業は、法的な位置づけや、第一義的な目的は異なるものの、いずれも新生児や乳児がいる家庭へのサポートを行うものであり、密接な関係にある。

このため、こども家庭庁作成の「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」において、効果的かつ効率的な事業実施の観点からも、母子保健法に基づく新生児訪問等の乳児に対する訪問指導を実施している市町村の判断により、これらの訪問指導等と併せて本事業を実施することとして差し支えないとされている。

これに基づき、寝屋川市においても、新生児訪問指導・未熟児訪問指導が実施された家庭については、本事業の対象外として運用している。

もっとも、寝屋川市こんには赤ちゃん事業実施要綱においては、例外として事業の対象外とする家庭について何ら記載がないから、対象範囲明確化のため、同要綱においても、新生児訪問指導・未熟児訪問指導をした家庭は事業の対象外である旨を明記すべきである。

1.3 食物アレルギー対策事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等

こども部保育課

イ 事業の要旨

食物アレルギーのある子どもに安全な給食を提供するため、民間保育所等に対して補助を実施し、民間保育所等における事業実施率の向上に努め、食物アレルギー対策の充実を図る。

補助内容は、施設につき1か月当たり上限90,000円となっている。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針2 36）
条例等	寝屋川市補助金等交付規則
要綱等	寝屋川市食物アレルギー対策事業補助金交付要綱

エ 決算の推移

	R4決算	R5決算	R6決算
金額（千円）	35,786	33,805	36,520

オ 実績（令和6年度）

37施設（対象者数：延べ197人）に36,520,449円の補助金を交付した。

(2) 監査の結果及び意見

【意見9】

食物アレルギー対策の補助金の算定基準をより実情を反映した基準となるよう検討する必要がある。

（理由）

寝屋川市食物アレルギー対策事業補助金交付要綱によれば、補助金の交付の対象となる事業は、民間保育所等が食物アレルギーを有する児童に対して食事を提供する際に必要となる調理員の配置又は食器等の購入としている。

また、補助対象経費は、食物アレルギー児が在籍する民間保育所等において要する、①食物アレルギー児のために国基準を超えて配置する調理員の人件費、及び②食物アレルギー児のための食器等の購入に係る経費である。

本補助金は市独自の事業とのことで、食物アレルギー児に食物アレルギーの食材除去した食事を提供するために追加で発生する労力コストに対する補助金といえる。現状の基準は「国基準を超えて配置する調理員の人件費」となっている。確かに食物アレルギー対策を行えば、調理員の労働時間が増加することにより、調理員の配置人数は増える

ことになる。しかしながら、国基準を超えて調理員を加配置している理由は食物アレルギー対策以外の要素も多く存在する可能性があると考えられる。一般的に食物アレルギー対策費用は在籍する食物アレルギー児の人数、除去する食材の種類数及び提供回数に比例すると考えられるので、現状の算定基準も一定の合理性があるものの、より相関性の高い算定基準とするために、食物アレルギー児の人数、除去する食材の種類数及び提供回数等を加味した算定基準への改正を検討されたい。

【監査の結果6】

食器等の購入時の領収書の提出に合わせて、購入物品の明細を求めるべきである。

(理由)

食物アレルギー対策事業補助金では、食物アレルギー児のための食器等の購入に係る経費についても補助金が支給される。実績報告書を閲覧したところ、「3 その他の経費について」は以下のような記載内容となっている。

3 その他の経費について

内容（事業費関係）	金額
アレルギー用食器代	68,398 円
内容（事務費関係）	金額
合 計	68,398 円

注1) 内容欄には、単価・数量などできる限り詳しく記載してください。

注意書きには「単価・数量」と記載されているが、上記のように品名と金額のみが記載されているものがある。

また、実績報告書に添付された領収書には「但し、アレルギー用食器等代として」と記載されており、アレルギー用食器等としてどのようなものを購入したことが不明となっている。補助金の交付にあたっては補助金の対象としてふさわしいものが実際購入されたことを確認することが不可欠である。したがって、購入した物品の明細（品名、品番、単価、金額）を必ず添付書類に加えるべきである。

1 4 《エージェンシー型教育 Act 1 プラン》保育補助者雇上強化事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等

こども部保育課

イ 事業の要旨

保育士の補助を行う保育補助者を雇い上げ、保育士の負担軽減とこれまで以上に子どもたちと向き合う時間の確保に取り組む民間施設への補助を行うことにより、就学前の教育・保育の充実を図るものであり、補助事業は就学前教育・保育プログラム事業の実施にあたり、保育補助者等として雇い上げることにより、保育士の負担の軽減を図る。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針2 36）
条例等	寝屋川市補助金等交付規則
要綱等	寝屋川市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱

エ 決算の推移

	R 4 決算	R 5 決算	R 6 決算
金額（千円）	—	—	11,731

オ 実績（令和6年度）

9施設（対象者数：延べ14人）に11,731,472円の補助金を交付した。

(2) 監査の結果及び意見

【意見10】

保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部において多義的に解釈できる文章があるので、誤解が生じないように同要綱の文言の修正を検討すべきである。

（理由）

保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の第3条（補助事業の内容等）は以下の文言となっている。

保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱
<p>第3条（補助事業の内容等）</p> <p>補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、就学前教育・保育プログラム事業の実施にあたり、<u>保育士資格を持たない者及び保育士として職場復帰を目指す保育士を保育士の補助を行う者</u>（以下「保育補助者等」という。）として、雇い上げる事業とする。</p>

上記の下線部の文章について、所管課は「①保育士資格を持たない者」及び「②保育士として職場復帰を目指す保育士」を保育士の補助を行う者として雇い上げる、こと

を意味するとしている。しかしながら、初見でこの文章を読んだ場合はどのように解釈するか戸惑う表現となっている。また、多義的に捉えかねない文章となっている。

補助金要綱は補助金の交付に係わる条件を決める重要なものであるため、その記載内容に疑義が生じかねないものは好ましくない。現状のような多義的に捉えかねない部分について誤解が生じないように同要綱の文言の修正を検討すべきである。

15 待機児童ZEROプランR6推進事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等

こども部保育課

イ 事業の要旨

待機児童ZEROプランR6の各事業を着実に推進し、保育士を確保するとともに、保育士等が働きやすい環境を整備することで、年間を通じた待機児童ゼロの継続に取り組んでいる。民間保育所等を設置する者に対し、待機児童ゼロの維持、保育士の確保及び児童の福祉の増進を図るための以下の表に掲げる事業に係る費用の全部又は一部に充てるため、予算の範囲内で補助金を交付することになっている。

事業は以下の5事業であり、具体的な内容は下表のとおりである。

事業名	事業内容
児童受入促進事業	受入れが見込める民間及び市立保育所等に配置基準を上回る保育士を配置して、年度途中の児童の受入を促進する。
保育士処遇改善事業	市独自の保育士の処遇改善を実施し、市内保育所等における保育士の確保及び離職防止を図る。
保育士宿舍借り上げ支援事業	保育士の家賃負担の軽減を図るため、民間保育所等が保育士の入居用に借り上げた宿舍の費用を補助して、保育士確保と離職防止を図る。
待機児童ZEROプランR6PR	「待機児童ZEROプランR6」を情報発信し、保育士の確保を図る。
保育士の子どもの優先入所	月140時間以上、市内保育所等で就労又は就労予定の保護者の子どもの優先入所を行い、子どもを持つ保育士の確保を図る。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針2-38）
条例等	寝屋川市補助金等交付規則、寝屋川市子ども・子育て支援法に基づく認定等に関する規則
要綱等	寝屋川市待機児童ZEROプランR6推進事業補助金交付要綱 寝屋川市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱

エ 決算の推移

金額（千円）

	R4決算	R5決算	R6決算
児童受入促進事業	63,429	64,134	55,831
保育士処遇改善事業	16,721	15,519	17,734
保育士宿舍借り上げ支援事業	35,765	39,183	43,117

待機児童ZEROプランR6PR	852	831	468
保育士の子どもの優先入所	—	—	—

オ 実績（令和6年度）

児童受入促進事業は、35施設（対象者数：延べ134人）に55,204,031円の補助金を交付した。

保育士処遇改善事業は、37施設（対象者数：延べ136人）に17,734,100円の補助金を交付した。

保育士宿舍借り上げ支援事業は、28施設（対象者数：延べ55人）に43,117,180円の補助金を交付した。

保育士の子どもの優先入所は、29人が優先的に入所した。

（2）監査の結果及び意見

【監査の結果7】

交付要綱の将来解釈上の疑義が生じないように別表の備考の文言を修正すべきである。

（理由）

待機児童ZEROプランR6推進事業には「保育士宿舍借り上げ支援事業」があり、その補助内容は以下の補助金交付要綱第3条及び別表に定められている。

待機児童ZEROプランR6推進事業補助金交付要綱 別表（第3条、第4条関係）

事業名	補助要件	補助対象経費	補助基準額	補助率
保育士宿舍借り上げ支援事業	(1) 保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について(令和5年10月12日付け成事第520号こども家庭庁長官通知)別紙に定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱、保育士人材確保事業の実施について(令和6年5月30日付け成保第312号こども家庭庁成育局長通知)別添4に定める保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱に基づく事業を実施していること。 (2) 借り上げる宿舍については、原則として寝屋川市の区域内に住所を有する物件であること。 (3) 入居する保育士等は、採用された日が属する年度から起算して、10年目の年度末までの保育士等であり、世帯主又はこれに準じる者であること。	賃借料、共益費(管理費)、礼金 その他保育士等用の宿舍を借り上げるに当たり必要な経費(敷金、仲介手数料、保証金等は、除く。)	1戸当たり 月額 82,000円	3/4

	<p>(4)入居する保育士等は、住居手当等の給付を受けていないこと。</p> <p>(5)入居する保育士等は、雇用契約上常勤とされている保育士等であること。</p>			
--	--	--	--	--

備考

1 (省略)

6 保育士宿舍借り上げ支援事業の項の規定にかかわらず、平成 29 年 4 月 1 日以降に初めて寝屋川市の区域内に存する補助事業の対象となる施設に採用された保育士等に係る宿舍を借り上げる場合の当該事業に係る補助率は、10/10 とする。

保育士宿舍借り上げ支援事業の補助要件は、「別表（第 3 条、第 4 条関係）」に記載のとおりであり、補助率は 3/4 となっているが、別表の備考の「6」において「平成 29 年 4 月 1 日以降に初めて寝屋川市の区域内に存する補助事業の対象となる施設に採用された保育士等に係る宿舍を借り上げる場合の当該事業に係る補助率は、10/10 とする。」として例外条項を置いている。

この例外規定の解釈が問題となることは少ないと考えられるが、平成 29 年 4 月以降に寝屋川市の区域内の A 民間保育所に勤務し、その後 2 年くらい在籍した後に寝屋川市の区域内の B 民間保育所に転職した場合において、「初めて寝屋川市の区域内に存する補助事業の対象となる施設に採用された保育士」の解釈により、原則の補助率 3/4 となるか、例外の 4/4 になるかに分かれることになる。この場合の課の運用は 4/4 となっているとのことであるが、担当者等が変わった場合に別の解釈が行われる可能性がある。したがって、将来解釈上の疑義が生じないように別表の備考の文言を修正すべきである。

1 6 《エージェンシー型教育 Act 1 プラン》就学前教育・保育プログラム事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等

こども部保育課

イ 事業の要旨

エージェンシー型教育 Act 1 プランは、各年齢に応じた「考える力」を育成していくことで、小中学校へとスムーズにつながり、切れ目なく 0 歳から 15 歳までの 15 年一貫した“心柱（しんばしら）”の通った「寝屋川教育」の実現に向け、市独自の就学前教育・保育プログラムに基づき、「考える力」を育成する“エージェンシー型教育・保育”を公立・民間の保育所・認定こども園・幼稚園で実施するものである。

具体的な事業は以下の 4 事業となっている。

事業名	事業内容
ねやがわ保育セミナー	市内保育所等に就労している保育士等を対象として、年間を通じて保育に関する実務的なセミナーを開催して、保育士の資質向上を図る。
中堅期保育士キャリアアップ研修支援事業	中堅期保育士がより高度な知識、技術を取得するための支援として、民間保育所等に就労する中堅期保育士のキャリアアップ研修への参加に要する経費を支援し、保育の質の向上を図る。
就学前教育・保育プログラム事業	0 歳から 15 歳までの切れ目のない 15 年一貫教育・保育の実現に向け、市独自の就学前教育・保育プログラムに基づく事業を就学前施設で実施し、就学前の教育・保育の充実を図る。
保育補助者雇上強化事業	保育士の補助を行う保育補助者を雇い上げ、保育士の負担軽減とこれまで以上に子どもたちと向き合う時間の確保に取り組む民間施設への補助を行うことにより、就学前の教育・保育の充実を図る。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第 2 期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画
条例等	寝屋川市補助金等交付規則
要綱等	寝屋川市中堅期保育士キャリアアップ研修支援事業補助金交付要綱 寝屋川市就学前教育・保育プログラム事業補助金交付要綱 寝屋川市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱

エ 決算の推移

金額（千円）

	R 4 決算	R 5 決算	R 6 決算
ねやがわ保育セミナー	719	727	362
中堅期保育士キャリアアップ研修支援事業	1,094	1,342	1,133

就学前教育・保育プログラム事業	—	304	16,900
保育補助者雇上強化事業	—	—	14,123

オ 実績（令和6年度）

ねやがわ保育セミナーは11講座開催している。

中堅期保育士キャリアアップ研修支援事業は29施設に1,133,000円を補助金として交付している。

就学前教育・保育プログラム事業は32施設に15,300,000円を補助金として交付している。

保育補助者雇上強化事業は9施設に11,731,472円を補助金として交付している。

（2）監査の結果及び意見

【意見11】

どのようなことをどれだけ実施すれば、補助金の交付条件を満たすかについては交付要綱に明記すべきである。

また、新たな取組でもあるため、今後各保育所等の取組レベルを一定の水準以上に保つ必要があり、保育者等の資質及び組織全体の専門性の向上を図ることが重要であり、そのためには先進事例等の研修会等を実施していく必要がある。

（理由）

民間保育所等を設置する者に対して、寝屋川市就学前教育・保育プログラムに基づく「エージェンシー型教育・保育」に取り組むための費用の全部又は一部に充てるため、予算の範囲内で補助金を交付するとしている。

補助金の交付要件は、次に掲げるものを全て満たすこととする。

- (1) 「エージェンシー型教育・保育」に係る実施計画書を提出すること。
- (2) 公開保育等により実践内容の確認を受けること。
- (3) 実践内容について民間保育所等が運営するホームページ等を通じて広報すること。

上記の要件にある「エージェンシー型教育・保育」は、市が作成した「寝屋川市就学前教育・保育プログラム（ねやっCo-エージェンシー・プログラム）令和5（2023）年3月」によれば、「対話」の時間を大切にすることで、日々の遊び・活動の中で「対話」の時間を確保し、子どもたちが自分の考えを他の人に言葉で説明する機会、人の話を的確に聞く機会を意識的に設定することで、考える習慣を育み、考える力、説明する力、他人の意見を聞く力を総合的に養うことを目的とし、市の就学前教育・保育では「エージェンシー」に着目し、子どもたち一人一人が「エージェンシー（複雑で不確かな世界を歩んでいく力）」を発揮していくこと・発揮できる状態になることを目指すとしている。

エージェンシー・プログラムの目指す就学前の子どもの姿は、①自分のことが大好き（自己肯定感が高い）、②体験して、考える（見て触れて感じて考えて行動する）、③みんなを大切に（人と関わる）、とし、就学後は「考える力を身につけたたくましく生き

抜く子」を目標としている。同プログラムには、市内就学前施設子どもたちが「対話する」ことに直接つながる取組を進めるとあり、具体的な取組内容が記載されている。

補助金要綱には、単に「エージェンシー型教育・保育」に係る実施と書かれているが、「エージェンシー型教育・保育」にいろいろな取組が記載されているが、どのような取組をどれだけ実施するかについては記載されていない。最近完成したプログラムであるので、実務上は実施計画書の提出段階で指導・修正を行っているとのことである。

しかしながら、どのようなことをどれだけ実施すれば、補助金の交付条件を満たすかについては交付要綱に明記すべきである。

また、新たな取組でもあるため、現状では保育園等で取組レベルにばらつきがある可能性がある。したがって、今後各保育所等の取組レベルを一定の水準以上に保つ必要がある。エージェンシー型の実践を組み入れていくために、保育者等の資質及び組織全体の専門性の向上を図ることが重要であり、そのためには先進事例等の研修会等を実施していく必要がある。

17 延長保育事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等

こども部保育課

イ 事業の要旨

保育所等で、通常の開所時間前後の時間に保育を行う。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針2の1（2））
法律等	子ども・子育て支援法59条第2号 「延長保育事業の実施について」（雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） 「子ども・子育て支援交付金の交付について」（令和5年7月31日付け成事第364号、こども家庭庁長官通知） 〔国庫支出金等〕 子ども・子育て支援法69条1項
条例等	寝屋川市立保育所条例施行規則 寝屋川市立幼保連携型認定こども園条例施行規則 寝屋川市補助金等交付規則
要綱等	寝屋川市立保育所等時間延長型保育サービス事業実施要綱 寝屋川市延長保育事業補助金交付要綱
契約等	なし

エ 予算・決算の推移

	R4 予算	R4 決算	R5 予算	R5 決算	R6 予算	R6 決算
金額（千円）	42,860	36,302	42,095	37,175	52,365	43,900

(2) 監査の結果及び意見

【監査の結果8】

民間事業者が提出する実績報告書において、提出する人件費の経費について、勤務時間に関する資料の提出を求める、あるいは、定期的に実地調査（寝屋川市延長保育事業補助金交付要綱第12条）を実施する等により、延長保育事業に関する人件費算出の根拠を明確化するべきである。

（理由）

ア 補助金の決定方法

補助金の対象となる経費は、保育士の人件費その他補助事業の実施に必要な経費の

うち、市長が認めるものとされており（寝屋川市延長保育事業補助金交付要綱（以下、「寝屋川市延長保育交付要綱」という。）第7条）、補助金の額は、子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年7月31日付けこ成事第364号、こども家庭庁長官通知）の別紙に定める子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）第4条に規定する算定方法により算出した補助基準額と、補助対象経費から利用料、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額とされている（寝屋川市延長保育交付要綱第8条第1項）。

補助金の交付を受けようとする事業者は、毎年、補助事業に関する収入及び支出を示した書類等から成る、年間2回補助金交付申請を行い、年度末に実績報告書を提出し、これにより上記「補助対象経費から利用料、寄付金その他の収入額を控除した額」を市に報告することとなっている（寝屋川市延長保育交付要綱第9条乃至第11条）。

イ 提出されている実績報告書の内容

延長保育事業に携わる職員は、当該事業のみならず、通常の時間帯における保育事業にも携わっている。そのような状況下で、民間事業者が寝屋川市に提出を義務付けられている収支予算表や決算見込書においては、職員の人件費全額と「うち当該事業分」が記載することになっており、各民間事業者において延長保育事業に携わる分の人件費を算出し、実績報告書を提出している。

そして、監査におけるヒアリングの結果、寝屋川市は、実績報告書の記載をもって、当該事業に関する人件費を把握しているとのことであった。

ウ 人件費の算出方法の明確化

民間事業者を視察した結果、延長保育を専任している職員がおり、同職員の人件費を報告する事業者がいる一方、延長保育以外の保育業務を兼任している職員しかおらず、同職員の延長保育実施標準時間及びその準備・開閉園・事務作業時間が同職員の所定労働時間に占める業務の割合を計算し、年間の給与支給額に同割合を乗じて人件費を計上している事業者もあった。

民間事業者の中には、延長保育以外の保育業務を兼任している職員しかおらず、人件費の算出に技術的な困難が生じる場合も存在する。それ自体はやむを得ない。

しかし、現在の実績報告書の書式では、人件費を算出する計算式が存在せず、また算出の根拠となる給与明細等の根拠資料の添付も必要とされていない。

参考までに、病児保育（体調不良児対応型）の実績報告書ではその根拠資料を添付することとされている。

視察を行った事業者においては、人件費は適切に計上されていたが、現状では、民間事業者が恣意的に延長保育事業に関する人件費の金額を調整している場合にこれを発見する術が乏しい。

したがって、寝屋川市は、民間事業者が提出する実績報告書において、提出する人件費の経費について、勤務時間に関する資料の提出を求める、あるいは、定期的に実

地調査（寝屋川市延長保育事業補助金交付要綱第 12 条）を実施する等により、延長保育事業に関する人件費算出の根拠を明確化すべきである。

18 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等

こども部子育て支援課、子育てリフレッシュ館

イ 事業の要旨

保護者が、用事のあるときや病気のと看、リフレッシュしたいときなどに、保育所及び認定こども園並びにリラッで子どもの一時的な保育を行っている。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針2の1（2））
法律等	子ども・子育て支援法59条第10号 児童福祉法6条の3第7項、34条の12、34条の13、34条の14 「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第23号、雇児家庭局長連名通知）
条例等	寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例 寝屋川市補助金等交付規則 寝屋川市立子育てリフレッシュ館条例施行規則
要綱等	寝屋川市一時預かり事業補助金交付要綱
契約等	なし

エ 予算・決算の推移

	R4 予算	R4 決算	R5 予算	R5 決算	R6 予算	R6 決算
金額（千円）	25,470	15,254	25,504	15,625	22,942	18,344

(2) 監査の結果及び意見

【意見12】

補助金額と利用人数がアンバランスな状況となっており、寝屋川市中心部における一時預り事業（一般型）に対応する保育所の充実をより図るべきである。

（理由）

ア 令和6年度の延べ利用人数と補助金額の一覧等

〔一般型〕	事業費（歳出）		国庫補助基準額（運営費）	
	延利用人数	補助金	延利用人数	補助基準額
本町こども園	1104人	3,321,000	900～1500人未満	3,321,000
寝屋川めぐみ園	272人	2,833,000	300人未満	2,833,000
ゆりかごこども園	73人	2,833,000	300人未満	2,833,000
神田保育園	26人	2,359,110	300人未満	2,833,000

打上保育園	25 人	2,108,058	300 人未満	2,833,000
あやめ保育園	14 人	1,486,743	300 人未満	2,833,000
大阪聖母保育園	323 人	2,950,751	300～900 人未満	3,105,000
エールこども園	149 人	190,210	300 人未満	2,833,000
計	1,986 人	18,081,872		23,424,000
子育てリフレッシュ館	2,320 人			

上記表から明らかなおり、国庫補助金は、人数帯に応じて画一的に金額が決まっております。必ずしも利用人数と補助金額が相関関係にならないものとなっている。

その結果、一番利用者が多い本町こども園では、差引支出額が 4,462,138 円であるのに対し、3,321,000 円しか補助を受けられない状況となっている。

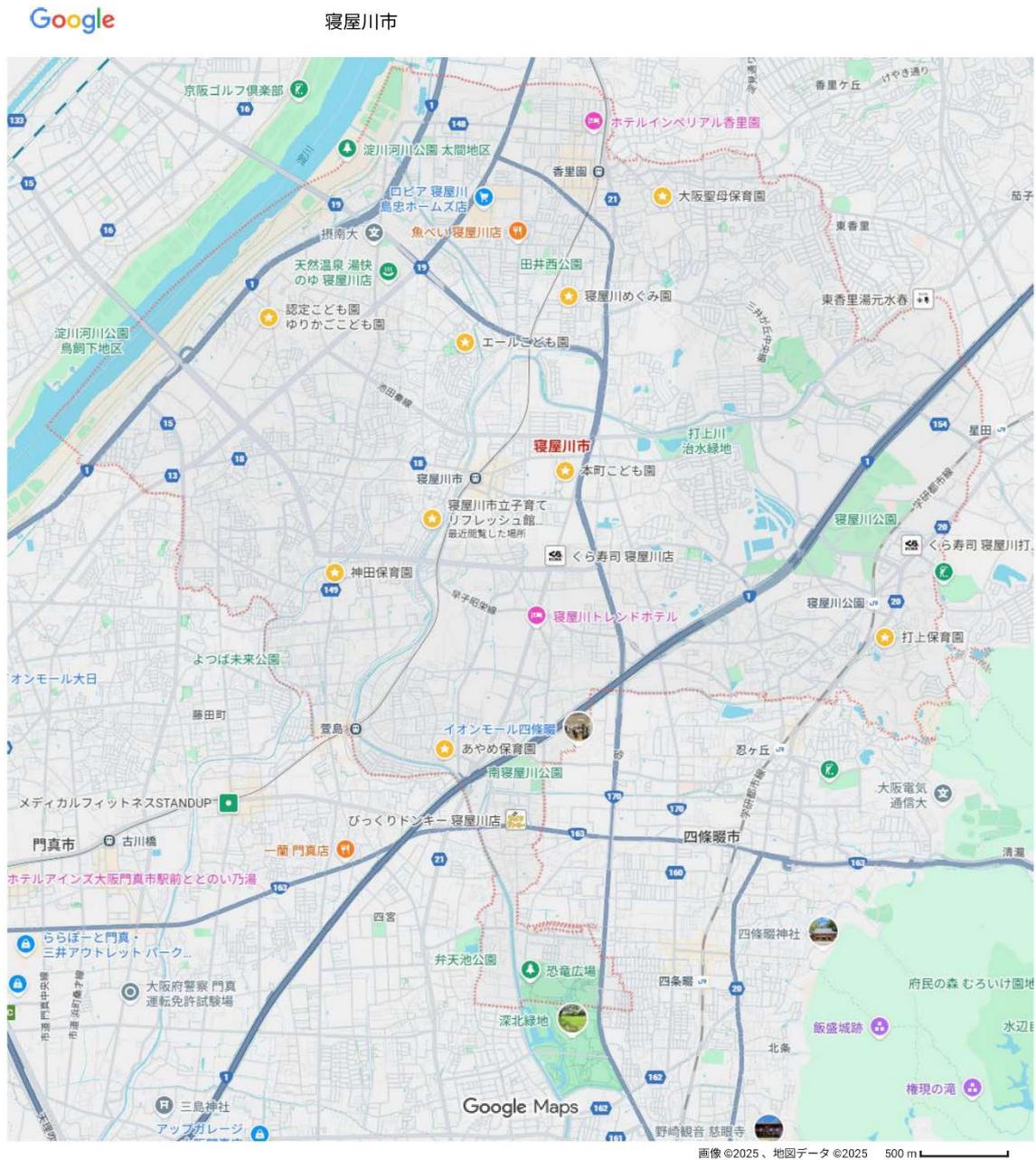
イ 地域的な需要の偏りの可能性

その理由について考察するに、一時預かり事業の需要が京阪寝屋川市駅付近に集中していることが挙げられるように思う。以下の地図は、上記 8 施設の所在を示す地図である。本町こども園は京阪寝屋川市駅に最も近く、寝屋川市駅から遠方にある施設は利用者が少ないようである。

実際、子育てリフレッシュ館の令和 6 年度の延べ利用人数は 2,320 人であり、寝屋川市駅付近での一時預かり事業の需要は高い。

ウ 改善策

よって、寝屋川市駅付近に一時預かり事業の受け入れ施設が増加すれば、偏りが一定程度解消されるように考えられる。



1.9 病児保育事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等

こども部保育課

イ 事業の要旨

保護者が就労等の理由で、病気や病気回復期の児童を保育できない際に、病院等に併設する保育施設で児童を預かる「病児・病後児対応型」と保育所等に通所中の児童が体調不良となった場合に、医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う「体調不良児対応型」を実施している。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針2の1（2））
法律等	子ども・子育て支援法59条第11号 児童福祉法6条の313項、34条の18、34条の18の2 「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
条例等	寝屋川市補助金等交付規則
要綱等	寝屋川市病児保育事業（病児・病後児対応型）補助金交付要綱 寝屋川市民間保育所等運営費補助金交付要綱
契約等	なし

エ 予算・決算の推移

	R4 予算	R4 決算	R5 予算	R5 決算	R6 予算	R6 決算
金額（千円）	125,522	107,775	125,422	114,573	134,842	112,319

(2) 監査の結果及び意見

【意見13】

寝屋川市は、病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するための経費にいかなる支出が含まれるかについて、明確な基準を策定すべきである。

なお、令和7年度の補助金概要資料には、人件費以外の経費として「○対象となる例」「○対象外となる例」という項目を新設し、「※補助対象となるか疑義が生じた場合は事前にご相談ください。」と記載されており、本意見での課題は既に一定程度解消されている。本意見は、令和6年度の資料に関する監査結果であるため、意見として残すものである。

(理由)

ア 規定の整理

病児保育事業（体調不良児対応型）における補助金の額は、「病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するための経費」と定められている（寝屋川市民間保育所等運営費補助金交付要綱第4条及び別表）。

イ 計上されている経費

各事業所から実績報告書において「病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するための経費」として計上されている支出は、実際のところ、各事業所においてその範囲が多種多様であった。なお、いずれの支出もその根拠資料（領収証、請求書等）も提出されており、支出に違法性は認められなかった。

(例1) キッチンハイター、マジックリン、手袋、洗濯洗剤、ごきぶりホイホイ

(例2) デジタルベビースケール、クリアトイ、歯ブラシケース

(例3) 備品購入についてほとんど経費として計上せず

ウ 公金の支出根拠として不適切であること

「病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するための経費」という法令の文言は、その定義が曖昧であり、いかなる経費が含まれるかについて申請を行う事業者において判断が極めて困難である。このため、ある事業者に対しては細かな備品の購入費用を補助しているが、ある事業者には全く補助がなされていないという状況となっている可能性がある。

また、購入の要否及び金額の相当性についても、検討された形跡は確認できなかった。

エ 求められる改善策

寝屋川市は、過去の補助金交付事例を整理することにより、「病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するための経費」として相当と認められる支出を整理し、補助金交付の要否及び金額の相当性を慎重に判断できる体制を構築すべきである。そして、「病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するための経費」の文言の解釈基準として公表すべきである。

【意見14】

寝屋川市は、病児保育事業（病児・病後児対応型）の実績報告書に添付される「補助事業に関する収入及び支出を示す書類」について、算出の根拠及び客観的資料を添付させるべきである。

(理由)

寝屋川市は、病児保育みなみを経営する医療法人和敬会寝屋川南病院及び病児保育所つくしを経営する医療法人協仁会に対し、事業に必要な費用の補助金を交付申請し、令

和6年度、補助金を交付している。

しかし、実績報告書に添付されている「補助事業に関する収入及び支出を示す書類」として、いずれも「収支見込書」のみが提出されていた。

収支見込書には、人件費と事業費の額及びその内訳が記載されているが、資料の客観性が担保されていない。また、上記2事業所はいずれも病院に併設された施設であり、病児保育事業とそれ以外の事業の経費をどのように区分けしているかについても明らかではない。

したがって、寝屋川市としては、「補助事業に関する収入及び支出を示す書類」として、「収支見込書」に加え、算出の根拠及び客観的資料の添付を求めるべきである。

20 子ども食堂支援事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等
こども部こどもを守る課

イ 事業の要旨

子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子どもの貧困対策の一つとしても注目されている子ども食堂の開設・運営を支援している。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針2の2（1））
法律等	（設置根拠） 明文の規定はない
条例等	寝屋川市補助金等交付規則
要綱等	寝屋川市子ども食堂支援事業補助金交付要綱
契約等	なし

エ 予算・決算の推移

	R4 予算	R4 決算	R5 予算	R5 決算	R6 予算	R6 決算
金額（千円）	2,180	1,719	5,553	2,177	4,039	2,725

(2) 監査の結果及び意見

【監査の結果9】

寝屋川市は、子ども食堂支援事業補助金審査委員会において、慎重な交付審査を行うと共に、実績報告書については、市から事業者に対し要綱の趣旨に沿った適切な記載を求め、また、事業者においても市からの求めに応じなければならない。また、求めに応じないときは補助金交付の取消しを十分に検討すべきである。

（理由）

ア 疑義のある事業者への交付実績

監査の結果、多くの事業者は要綱に適合する実績報告を行っており、書類の内容から要綱を充足する事業者であると伺われた。

しかしながら、以下の事業者については、以下のとおり要綱の要件を充足していないおそれがあると認められる。

まず、同事業者の実績報告には補助金の交付額の満額と一致する「米、野菜、肉など」の食材費が計上されているが、それ以外の経費（例えば他の事業者であれば計上されることのある保険料、備品代、広告費等）が一切記載されていない。また、同事業者の実施場所は居酒屋の店舗であるが、子ども食堂の運営に係る経費として実績報

告に添付している領収証は、全て同居酒屋が発行するものであった。

これらを踏まえると、運営経費の適切な把握という観点において疑義が生じる。

なお、同事業者に対する子ども食堂支援事業補助金審査委員会の採点結果は、最低基準 50 点となっている。

イ 慎重な交付審査の必要性

子ども食堂を実施する事業者に対する補助金交付の判断は、子ども食堂支援事業補助金審査委員会が、子ども食堂支援事業補助金交付要綱第 5 条の要件を具備していること及び独自の評価項目に基づいて 100 点満点で最低基準 50 点以上か否かで判断している。

なお、その判断材料は専ら事業計画書の書類審査によるものとなっており、交付審査の段階で事業計画書の内容に虚偽が含まれていたとしても、書面上確認ができない。

ウ 疑義のある事業者に対する検証の必要性

子ども食堂支援事業補助金交付要綱では、実績報告書が提出された後においても、補助に疑義があったときには補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができると規定している（13 条）。したがって、寝屋川市は、疑義がある事業者に対しては、追加で資料を提出させたり、現地調査を行ったりすることにより、事業者について疑義が生じないように補助金の交付先を管理監督しなければならない。疑義が解消されないときは、補助金の交付を取り消さなければならない。

ところが、アで指摘した領収書の内容を鑑みれば、補助金交付の根拠としては不十分と考えられ、寝屋川市は、実績報告書の内容を十分に検証したとは言えない。

寝屋川市は、子ども食堂支援事業補助金について、交付のための審査を十分に行う義務があり、疑義のある事業者については、追加資料の提出等を求めるなど、疑義の解消に努め、また、事業者においても補助要件等を遵守し、市の求めに応じなければならない。

21 児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）における早期療育・訓練・相談事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等
こども部子育て支援課

イ 事業の要旨

障害児に対し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、並びに、集団生活のための支援を提供し、所要の治療を提供すること等を目的とする。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針2の3）
法律等	<p>地方自治法252条の2第1項、地方自治法施行令174条の49の2 児童福祉法6条の2の2第2項、7項、8項、7条、21条の5の2第1号、21条の5の3、21条の5の6、21条の5の7、21条の5の12、21条の5の29第1項、43条、児童福祉法施行令24条、児童福祉法施行規則1条、1条の2、18条の2ほか</p> <p>児童福祉法33条の19第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）87条3項、平成29年3月31日厚生労働省告示第116号・最終改正令和7年3月31日こども家庭庁＝厚生労働省告示第4号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第二の七、第三の一3、4、8、三4ほか</p> <p>（こども家庭庁）事務連絡令和6年7月25日「「地域における児童発達センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」について」、（こども家庭庁）令和6年7月「児童発達支援ガイドライン」</p> <p>〔指定管理者〕 地方自治法244条の2第3項、4項ほか</p> <p>〔国庫支出金等〕 子ども・子育て支援法65条、67条、68条、68条の2、補助金等適正化法7条3項、こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則 （こども家庭庁）こ支虐第170号令和5年10月27日・最終改正こ支虐第281号令和7年7月14日「児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について」別紙「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」3ト</p>
条例等	<p>寝屋川市立療育・自立センター条例。寝屋川市立療育・自立センター条例施行規則</p> <p>〔指定管理者〕寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則</p>

要綱等	〔指定管理者〕（寝屋川市）指定管理者制度の導入及び運用指針、指針に関する留意事項
契約等	あかつき園、ひばり園、第2ひばり園、あかつき・ひばり歯科診療所及びあかつき・ひばり療育相談室指定管理者協定書、あかつき・ひばり園指定管理者仕様書

エ 決算の推移

	R 4 決算	R 5 決算	R 6 決算
金額（千円）	226,978	230,090	225,632

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 （未収金額・減免金額を含む。）	（寝屋川市）なし 参考：指定管理者は、次の収入を収受している。 （あかつき園、ひばり園・第2ひばり園） 児童福祉法所定の利用者負担額及び障害児施設給付費 （あかつき・ひばり歯科診療所） 健康保険法所定の診療料等
うち未収金額（債権）	（寝屋川市）なし
うち不納欠損金額	（寝屋川市）なし
うち減免金額	（寝屋川市）なし
財産運用収入・財産売払収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
指定管理委託料	22,503,800	総価契約	無	有	有	光熱費の追加委託料は概算払

キ 実績

児童発達支援センターの園児数は、112人であった。

療育相談室の相談数は、295人に対し2,289回であった。

歯科診療所の治療数は、90人に対し373回であり、1日あたり8.9人であった。

なお、指定管理者制度導入施設に対する実績検証が実施されており、維持管理、事業運営、職員体制、利用（サービス内容）、寝屋川市に対する報告、収支状況など広範な確認が実施されている。

ク 事務の具体的内容

(ア) 指定管理者の選定・指定障害児通所支援事業者等の指定

寝屋川市長は、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものとして、公募ではなく審査により指定管理者の候補者を選定し（寝屋川市の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例6条1項、寝屋川市立療育・自立センター条例10条）、指定管理者制度の導入以降、「社会福祉法人療育・自立センター」を選定し続けている。

そのうえで、寝屋川市長が選定した候補者について議会の議決を経て、指定管理者に指定し（地方自治法244条の2第6項）、その指定管理者との間で協定を締結している。

その後、実績検証を行い、指定の取消しや次回の選定時の参考としている。詳細は、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、同条例施行規則、指定管理者制度の導入及び運用指針並びに同指針に関する留意事項において定めるとおりである。

また、指定通所支援は指定障害児通所支援事業者により、指定障害児相談支援は指定障害児相談支援事業者により提供されるところ、寝屋川市は、児童福祉法に基づきこれらの指定を行っている。

すなわち、指定管理者と指定障害児通所支援事業者との双方の指定を受けた事業者・管理者により、サービスが提供されることとなる。

(イ) サービスの提供

寝屋川市は、障害児からの申請に基づき、調査等を経て障害児通所給付決定を行い、通所受給者証・通所医療受給者証を交付する。

決定を受けた児童は、指定管理者・指定障害児通所支援事業者等との間で利用契約を締結し、障害児支援利用計画の作成を受ける。そして、通所して日常生活・集団生活のための支援及び治療（肢体不自由児通所医療）を受け、自己負担額を支払う。また、これらの支援を受けるための相談も実施されている。

なお、歯科診療所は、昭和56年に寝屋川市が単独で開始した事業である。当時、通所児童らは寝屋川市内の一般の歯科医を受診することが容易でなかったことと国際障害者年であったことを踏まえ、週1日程度、寝屋川市内の歯科医師会から歯科医の派遣を受けて、併設の歯科診療所において歯科診療を提供している。この事業により経験を蓄積した歯科医が増加したこともあり、現在では、寝屋川市内の一般の歯科医を受診することも容易になりつつあるそうであり、事業の積極的な波及効果が現れているものと評価できる。

(2) 監査の結果及び意見

【意見15】

寝屋川市は、指定管理者において、保護者会の活動支援及び保護者控室の管理が適切

に行われるよう注視すべきである。

(理由)

ア 次の事実が確認された。

(ア) 同園の通所児童の保護者らは、相互の情報交換、協力及び親睦のために、保護者会という任意団体を組織している。保護者会の運営は、各保護者の善意の協力により行われており、事務に従事する専任スタッフや、潤沢な活動資金を有するものではない。

(イ) 同園の一室が通所児童の保護者らの控室として提供されていた。同室は、来園した保護者の待機場所となるほか、保護者会の会議に使用されることもある。ただし、保護者が滞在する時間帯のみ控室として利用されており、他の時間帯には職員による使用など他の用途に使用されている。なお、同室は、保護者、児童の家族又は職員以外の者が使用することを予定していない。

(ウ) 同室内には保護者会が設置した冷蔵庫・電子レンジ・集金箱等があり、市販飲料・割り箸・紙皿等の販売が行われていた。ただし、市販飲料は定価に相当する程度の価格設定であり、割り箸・紙皿等も僅少な価格設定であった。また、保護者会のメンバーが立ち会って販売しているのではなく、市販飲料等と集金箱とが置かれているだけである。なお、集金箱は、保護者会が管理する南京錠で施錠されていた。

(エ) 同室近辺の作りつけの棚において、保護者会の活動記録等が保管されるとともに、保護者が持参した絵本及び育児関係の書籍の無償貸借が実施されていた。

(オ) 同園の建物・建具等は寝屋川市の行政財産であるが、寝屋川市は、(イ) (ウ) 及び (エ) について貸付け又は目的外使用許可を行っていない。

(カ) 寝屋川市が指定管理者との間で締結した協定書及び仕様書において、指定管理者は、保護者との協力・共同のために「保護者会活動への支援」を行うものとされ、「保護者控室」を管理すべきものとされている。

イ 以上の事実について、次の点を整理する必要がある。

(ア) 児童発達支援センターの目的

同園は寝屋川市が設置する児童発達支援センターであるが、同センターは、通所する障害児に対し高度の専門的知識・技術を必要とする児童発達支援（日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援）を提供するとともに、その家族等に対し相談・専門的な助言その他の「必要な援助」を行う施設である（児童福祉法6条の2の2第2項、43条、同法施行規則1条の2）。

同センターには、発達支援室、遊戯室、屋外遊技場、医務室、相談室、調理室、便所、静養室その他必要な設備・備品等を備えることが予定される（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準62条1項）。

家族に対する援助として、児童の性質・能力の説明、生活指導に関する協力（同基準65条）、障害児通所給付費支給申請の援助（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準18条）等が予定されているが、その要点は、

保護者と、センター職員や他の保護者とのコミュニケーションを充実させ、安心して子育てできるよう保護者をエンパワメントし、親子関係・家庭生活を安定・充実させ、もって児童の成長・発達を安定・充実させることである（こども家庭庁・令和6年7月4日こ支虐第168号「児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン及び保育所等訪問支援ガイドラインの改訂等について」別紙1「児童発達支援ガイドライン」9、26、49～51頁）。

(イ) 保護者会活動の位置づけ

保護者会は、保護者相互のコミュニケーションを充実させるための組織であることから、寝屋川市においても、保護者会を支援することが必要とされている。指定管理者の業務に「保護者会活動への支援」が定められるのも、この趣旨である。

そして、保護者会の人的・経済的な実情を考慮すると、保護者会が無用なリスクを負うことなく円滑に活動を続けられるように寝屋川市及び指定管理者がサポートすることも、この「必要な援助」及び「支援」に含まれると解すべきである。

(ウ) 保護者控室について

保護者控室は、保護者らが児童に付き添って来園・待機することで、児童が安心し、保護者が他の保護者や職員と密に意思疎通でき、児童に提供されるサービスを確認できるようにするものである。他方、同園の近隣には保護者の待機や保護者相互の交流に適した建物や施設等が見当たらない。

したがって、保護者らに対し、相当範囲内で控室や交流場所等を提供することも、「必要な援助」及び「支援」に含まれると解される。

控室近辺の棚については、保護者会の活動には記録の保管が必要であること、保護者が児童の成長・発達に資する情報を交換することは保護者会の目的であることから、これらのために相当範囲内で棚を提供することも、「必要な援助」及び「支援」に含まれると解される。

飲料等の販売については、同園の近隣には自動販売機やコンビニエンスストア等が見当たらず保護者らが飲料等を容易に入手できず、飲料等の入手方法なしには保護者の来園・待機に支障が生じること、職員及び特定かつ少数の保護者以外の来訪が予定されない場所においておおむね実費を徴収するに過ぎず収益事業を意図しているとは認めがたいことを考慮すると、この限りにおいて、そうした販売のために控室を提供することも「必要な援助」及び「支援」に含まれると解する余地がある。

ただし、広く販売行為が許容されるという趣旨ではない。以上とは異なり、たとえば高価な商品を売買して収益事業を営む等の状況が生じており、そのために控室等の行政財産の利用機会を与えているという場合、これを前掲の法令・基準・ガイドラインの想定する「必要な援助」と解釈することはできず、指定管理者が行うべき「支援」と解することもできない。なお、これを許容するには、寝屋川市において、行政財産の貸付け又は目的外使用許可の手続を履践する必要がある（ちなみに、その権限は市長に属しており（地方自治法149条6号、238条の4第2項4号、7項）、指定管理者にその権限を付与することはできない（平成15年7月17日総行行第87号「地方自

治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」第2の1(2))。

ウ 以上について、保護者会の活動又は控室の利用状態が、無用の法的リスクを生じることのないように、指定管理者において適切に活動支援及び控室管理を実施する必要がある。また、寝屋川市において、指定管理者の支援等の状況を注視する必要がある。

【意見 16】

寝屋川市は、指定管理者による物品管理の状況を、適切に監督すべきである。

(理由)

ア 次の事実が確認された。

(ア) 同園内には、寝屋川市の物品(備品)と、指定管理者である法人の動産と、保護者会のものと思しき動産とが混在し、分別管理されていないものがあつた。

(イ) 同園内の動産には「寝屋川市備品」と題し「分類番号・品名・整理番号・購入年月日・管理課名」欄の設けられたシールの貼付されたものがあつたが、各欄の記載を読み取れない状態のものが複数あつた。

(ウ) 協定書別表第1(2)の物品台帳には「普通備品と重要備品の区別」「品名」「規格」「数」を記載する欄が設けられているが、整理番号・購入年月日を記載する欄はなく、具体的な所在エリアの記載もなく、写真の添付もなかつた。「品名」欄の記載の大半は日本標準商品分類の6桁分類相当の一般名称の記載であり、「規格」欄の記載は、製造メーカー名・型番・サイズ・材質・補足説明など不統一であつた。

(エ) 寝屋川市職員・同園職員ともに、物品台帳の「品名」及び「規格」の記載から、現実の備品を特定できないものがあつた。当該備品を日常的に取り扱っている特定の法人職員でなければ特定できない旨の回答があり、備品特定のための知識が属人化している様子うかがわれた。

(オ) 物品台帳には同一の「品名」で記載されている備品のなかには、現実には形状が異なっておりメーカー又は型式が異なると思われる備品があつた。

(カ) 物品台帳に記載されている備品と思われるが前述(イ)のシールを発見できないものがあつた。

イ 以上の事実は、次の点で問題がある。

(ア) 指定管理者において管理すべき寝屋川市の備品を具体的に特定できない。なお、殊に低年齢の児童が触れる備品にシールを貼付すると誤食の危険を否定できず、シールを貼付しないことにも合理性があるものの(寝屋川市物品会計規則20条1項ただし書)、備品であることを特定する代替方法を講じる必要がある。

(イ) 寝屋川市は、指定管理者に対し必要な指示(地方自治法244条の2第10項、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例10条)を行うことも、備品の価値保全を図ることも事実上困難であり、記録管理(同法170条2項5号、寝屋川市物品会計規則20条1項)の目的が達成されているとは評価できない。

(ウ) 適正に管理されていない備品により児童に被害が生じたときは、寝屋川市が損害賠償責任（国家賠償法2条1項）を負う可能性がある。

ウ 以上について、一例を挙げると、物品台帳に物品番号・具体的な商品名・型番等を記載し、写真データを添付する、物品台帳と指定管理者における呼称との統一を図る、備品にシールを貼付し、シールには物品台帳の記載事項を印字するか、物品台帳のレコード（その行の登録データ）を表示させるQRコードを印刷する、シール貼付できない備品は、指定管理者の所有動産と混在させない、指定管理者における備品管理方法のマニュアル化を図るなど様々な方法が考えられる。事務の効率性、負担、実効性等を考慮しつつ、改善を検討されたい。

【意見 17】

寝屋川市は、指定管理者に管理させる備品の安全性について、精査を一層徹底すべきである。

（理由）

ア 次の事実が確認された。

寝屋川市の備品のうち、現に使用されていた遊具に、破損、劣化又は使用上の危険性が懸念される状態の箇所が複数みられたものの、児童の使用に供されていた。具体的には、昭和63年に寄附を受けた木製の滑り台について、踊り場を支える柱、踊り場に登る階段の側桁、階段の手すり、階段と踊り場の接合部、踊り場とすべり面の接合部などにガムテープによる補修が施されており、破断、ひび割れ、金具の突出などがみられた（各写真参照）。

なお、指定管理者と寝屋川市は、遊具の更新についてすでに検討し、その際、業者に状態確認を依頼し、直ちに破損する状態ではないとの見解を得ていたこともあり、令和8年度に更新する計画であった。



写真1 階段の手すり



写真2 踊り場を支える柱 ①



写真3 踊り場を支える柱 ②



写真4 階段の側桁



写真5 階段と踊り場の接合部 ①



写真6 階段の踊り場の接合部 ②



写真7 踊り場とすべり面の接合部



写真8 すべり面の側桁

イ 以上の事実は、次の点で問題がある。

児童に対する被害を現実に確認したものではないが、この遊具により児童に被害が生じた場合、寝屋川市の備品の設置・管理に瑕疵があったものとして、寝屋川市が損害賠償責任（国家賠償法2条1項）を負う可能性が高い。ちなみに、指定管理者の所有動産であるときは、法律構成には種々想定されるが、協定書別表第2のリスク分担表の記載にかかわらず、被害児童に対し寝屋川市が損害賠償責任（同法1条1項）を負う可能性がある。

また、地域の障害児の健全な発達に中核的な役割を担うべき児童発達支援センターにおいて、児童が危険にさらされた場合には、児童の最善の利益が考慮されているとの評価は困難となる（児童福祉法2条、43条）。

なお、寝屋川市は、3万円未満の備品については物品管理簿への記載及び備品整理票による整理を義務づけていないものの（寝屋川市物品会計規則19条、20条）、金額を問わず、公共用の物品については、その利用者に危険が及ぶことのないよう留意されたい。このことは、物品の財産的価値を維持保全するということとは別の問題である。

ウ 以上について、危険予防を一層充実させる見地からは、遊具の破損リスクだけでなく、児童が遊具を使用する際の危険性の有無・内容・程度等についても広く精査したうえで、対応方針を検討すべきである。たとえば、備品の耐用年数・使用年数・状態等に応じ点検・更新の時期を設定する、指定管理者と協議して備品の安全性に関する点検項目を定めるなど様々な方法が考えられる。事務の効率性、負担、実効性等を考慮しつつ、検討されたい。

2 2 地域子育て支援事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等
こども部子育て支援課

イ 事業の要旨

地域の子育て家庭に対し必要な相談、指導、助言等を行い、子育てへの不安解消、負担の軽減等を図る保育所等に対し、寝屋川市単独で補助金を交付して地域における子育ての充実を図ることを目的とする。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針3の1）
法律等	地方自治法232条の2
条例等	寝屋川市補助金等交付規則
要綱等	寝屋川市地域子育て支援事業補助金交付要綱
契約等	なし

エ 決算の推移

	R 4 決算	R 5 決算	R 6 決算
金額（千円）	26,185	26,071	32,266

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 (未収金額・減免金額を含む。)	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし
財産運用収入・財産売払収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
補助金	32,265,793	—	無	無	無	民間保育所25か所に対する合計額。

キ 実績

補助金 交付先	園庭開放 開催 (回)	園庭開放 利用 (人)	子育て 相談開催 (回)	子育て 相談利用 (人)	地域交流 事業開催 (回)	地域交流 事業利用 (人)	育児教室 開催 (回)	育児教室 利用 (人)	交付 確定額 (千円)
目標	年156回 (週3日)	—	年156回 (週3日)	—	年6回	—	年6回	—	—
施設 No. 1	243	38	243	12	8	66	7	19	1,500
2	243	73	243	6	8	81	6	17	1,032
3	141	0	0	0	6	0	6	0	0
4	149	6	0	0	7	特定回 450 他6回 0	4	29	1,500
5	5	10	3	3	6	35	1	2	1,250
8	36	40	5	5	6	37	6	30	500
9	245	433	245	55	7	210	6	54	1,500
11	188	150	188	15	15	128	12	75	1,500
12	194	175	144	8	6	91	6	95	1,500
15	240	249	240	5	13	188	12	69	1,500
16	240	286	240	5	14	181	12	110	1,500
17	243	48	5	5	10	74	6	66	1,500
18	19	53	22	22	9	38	7	48	1,500
20	144	40	180	7	9	10	10	14	1,500
22	124	22	不詳	9	8	18	6	28	750
23	119	16	119	10	6	46	6	30	1,500
25	210	29	210	6	12	79	6	6	1,500
27	228	240	47	7	6	30	7	52	101
28	243	50	20	20	6	106	6	52	1,500
29	242	8	242	45	7	45	8	36	1,500
30	10	0	239	53	10	50	6	8	1,500
31	240	286	240	6	15	225	11	75	1,500
32	289	4	7	7	7	157	4	95	1,500
36	291	26	0	0	8	49	4	16	750
38	184	6,560	14	48	6	257	6	79	1,375
40	120	279	1	1	6	679	8	64	1,008

上表では、形式的にみて、目標の開催回数に達していないもの等を強調した。

ただし、開催回数について、開催準備をしたものの利用者がなかった場合を開催回数に計上している補助金交付先と、計上していないとみられる補助金交付先が混在しており、単純に比較することはできない。

ク 事務の具体的内容

(ア) 補助金の交付決定等

交付要綱に定める補助事業を実施する民間保育所等が補助金を申請した場合、寝屋川市は、公益上必要と認めるもの等について補助金の交付決定をする。

その後、原則、補助事業の実績報告を受けて補助金を交付する。

詳細は、寝屋川市補助金等交付規則及び寝屋川市地域子育て支援事業補助金等交付要綱において定めるとおりである。

(イ) サービスの提供

補助金交付先の民間保育所等において、園庭開放、子育て相談、地域交流事業、育児教育等を、実施する。なお、目標回数が設定されている。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 18】

寝屋川市は、補助金交付先から提出を受ける実績報告を、一層有効に活用すべきである。

(理由)

ア 次の事実と問題点が確認された。

補助金交付先からは(1)キのとおり、実績報告がされている。そして、寝屋川市は、園庭開放、子育て相談、地域交流事業及び育児教室について開催回数の目標値を設定している。

しかし、開催を準備していたものの出席者・利用者がいなかった場合について、開催回数に計上するか否かの取扱いが補助金交付先により不統一で、開催回数の数値を単純に比較できない。寝屋川市としては計上してもらう想定であるが、実績報告書の書式等には案内がなく、誤解が生じているものと解される。

また、開催回数と、補助金交付決定額・確定額との関連が希薄な例も見受けられ(施設 No. 27 と No. 28 など)、この例では、補助対象となる保育士の就労状況などを踏まえ、補助金交付申請者による交付申請金額に差が生じたものと推測される。これを不当と断ずるものではないが、今後、「地域の子育て家庭に対し必要な相談・指導・助言等を行い、子育てへの不安の解消や負担の軽減等を図る」という事業目的の方向に補助金交付先をより強く誘導したいのであれば、目標値と補助金交付決定額・確定額との関連性を緊密・明確にすることも一案である。

イ 以上について、実効性や事務の効率性なども考慮しつつ、実績報告を一層有効に活用する余地について検討されたい。

たとえば、利用者数を目標値に追加し、補助金交付決定額との関連を明確にすることなどが考えられる。

なお、利用者数の多寡には、保育所等の所在地や施設規模による差と、その他の要因による差が混在しており、後者には保育所等のスタッフの努力や工夫が含まれる。後者を評価するには、地域住民数や通所児童数などで標準化した利用者数（比率）を目標値として設定することなどが考えられる。

また、単発の大規模イベント（施設 No. 4 参照）ではなく、年間を通じた取組を重視したいのであれば、年間の総利用者数ではなく、開催回数とあわせて各回の利用者数（各回平均ではない）を目標値に設定することも考えられる。

2.3 子育てリフレッシュ館の運営

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等

こども部子育てリフレッシュ館、経営企画部企画四課

イ 事業の要旨

子育てを支援し、子ども・保護者のリフレッシュのための事業を総合的に
行い、安心して子どもを生き育てることができる環境を整備することを目的とす
る。具体的には、未就学児の遊び場の提供、一時預かり、子育てに関する保護者
の情報交換・交流の促進、妊産婦・子育て等の相談、子育て等の講座開催・情報
提供、子育ての相互援助活動の促進、子育てサークル活動の支援等を総合的に実
施する。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針3の1）
法律等	<p>地方自治法252条の22第1項、地方自治法施行令174条の49の2</p> <p>〔一時預かり〕</p> <p>児童福祉法6条の3第7項2号、34条の12、34条の13。児童福祉法施行規則1条の8、56条2項、昭和23年12月29日厚生省令第63号・最終改正令和6年11月29日内閣府令第109号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」</p> <p>〔相談支援等〕</p> <p>児童福祉法10条1項2号、3号、5号、21条の9</p> <p>〔国庫支出金等〕</p> <p>子ども・子育て支援法65条、67条、68条、68条の2、補助金等適正化法7条3項、こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則 （こども家庭庁）こ成事第481号令和5年9月7日・最終改正こ成事第522号令和7年10月27日「子ども・子育て支援交付金の交付について」別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」3条、（こども家庭庁）こ成事第108号令和5年7月20日「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助について」別紙「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱」3</p>
条例等	<p>寝屋川市子育てリフレッシュ館条例</p> <p>寝屋川市子育てリフレッシュ館条例施行規則</p> <p>寝屋川市立子育てリフレッシュ館処務規則</p>
要綱等	なし
契約等	なし

エ 決算の推移

	R 4 決算	R 5 決算	R 6 決算
金額 (千円)	27,959	29,971	29,362

オ 主な収入、債権 (決算額)

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 (未収金額・減免金額を含む。)	子育てリフレッシュ館使用料 (一時預かり) : 5,124 千円 (キッズ・スマイル・パーク) : 10,670 千円 子育てリフレッシュ館講座参加負担金 : 198 千円
うち未収金額 (債権)	子育てリフレッシュ館使用料 (一時預かり) : なし (キッズ・スマイル・パーク) : なし 子育てリフレッシュ館講座参加負担金 : なし
うち不納欠損金額	子育てリフレッシュ館使用料 (一時預かり) : なし (キッズ・スマイル・パーク) : なし 子育てリフレッシュ館講座参加負担金 : なし
うち減免金額	子育てリフレッシュ館使用料 (一時預かり) : なし (キッズ・スマイル・パーク) : なし 子育てリフレッシュ館講座参加負担金 : なし
財産運用収入・財産売却収入	自動販売機設置区画の賃貸料等 (財産貸付収入) 98,676 円 (くらし・笑顔創成寄附金) 155,943 円 (自動販売機等電気使用料) 89,972 円
うち未収金額 (債権)	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出 (人件費を除く。令和 6 年度決算額)

費目	金額 (円)	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
委託料	4,870,800	総価契約	無	無	無	寝屋川市立子育てリフレッシュ館駐車場安全整備管理業務委託
光熱水費 (電気代)	4,194,172	単価契約	無	無	無	

委託料シルバー	3,315,240	総価契約	無	無	無	寝屋川市立子育てリフレッシュ館駐輪場安全管理業務委託
委託料	2,904,000	総価契約	無	無	無	寝屋川市立子育てリフレッシュ館清掃業務委託

キ 実績

キッズ・スマイル・パークの利用人数は、延べ38,419人であった。

一時預かりの利用人数は、延べ2,320人であった。

講座及びイベントの参加人数は、延べ3,080人であった。

ク 事務の具体的内容

来館者に対し、各種サービスを提供する。キッズ・スマイル・パーク、一時預かり（保育ルーム）、一部の有料講座については料金を徴収する。

なお、関連の深い別事業としてファミリー・サポート・センター事業があり、子育てリフレッシュ館はこの事業の事務局機能を有している。この事業では、寝屋川市は、子どもの預かり等のサービスを提供したい会員（提供会員）と提供を受けたい会員（依頼会員）との双方を事前に登録し、依頼会員からの依頼に応じ、適切な提供会員を紹介する。提供会員が依頼会員に対し預かり・送迎等のサービスを提供し、会員間で直接料金が授受される。ちなみに、多子世帯応援事業として、利用料の減免措置があり、この対象となる依頼会員が支払った料金を、寝屋川市が補助金として依頼会員に対し支給している。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 19】

寝屋川市は、行政財産の貸付けを選択する場合にも適切にリスクを低減すべきである。

(理由)

ア 次の事実が確認された。

(ア) 同館1階ホール近辺の、三方向を壁と建具で仕切られた空間に、職員及び来館者が利用できる自動販売機（飲料と紙おむつの販売用）が設置されており、この存在が館の広報リーフレットにも「いつでも安心」とのキャッチコピーとともに掲載されている。そして、この空間は、賃貸借契約に基づき自動販売機の設置事業者に貸し渡されている。

この契約は、寝屋川市が設置事業者から賃料を受領し、売上金の一定割合の寄付を受ける内容である。賃料は、寝屋川市行政財産使用料条例3条、寝屋川市公有財産規則26条に規定する使用料の金額と同水準である。

なお、経営企画部企画四課所掌の行財政改革の一環（寝屋川市みんなのまちづくり

支援自動販売機の推進)として実施された。

(イ) 行政財産の目的外使用許可及び貸付けに関する寝屋川市の規則を、論旨に係る部分のみ抜粋する。

寝屋川市公有財産規則 (昭和 59 年 5 月 7 日規則第 14 号・最終改正令和 2 年)

※【】内は引用者にて補足した。

(使用許可の範囲)

第 22 条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、【地方自治】法第 238 条の 4 第 7 項の規定により、その使用を許可することができる。

- (1) 寝屋川市の職員、寝屋川市立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設として使用させるとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体において、公用又は公共用その他公益上の目的のために使用するとき。
- (3) 電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。
- (4) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
- (5) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間使用させるとき。
- (6) 寝屋川市役所本庁舎駐車場を市役所利用の目的以外の用途で使用させるとき。
- (7) 使用面積が少なく、かつ、行政情報の周知と併せて民間企業等の広告の用途に使用させるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、寝屋川市の事務・事業の遂行上やむを得ないと認められるとき。

(準用)

第 30 条 第 36 条及び第 39 条から第 44 条までの規定は、行政財産の使用許可をする場合について準用する。

2 次条から第 44 条までの規定は、【地方自治】法第 238 条の 4 第 2 項の規定に基づき行政財産を貸し付け、又はこれに私権を設定する場合について準用する。

【※ 準用される条項の整理】

	行政財産の貸付け	目的外使用許可
31 条 (貸付けの申請)	○	
31 条の 2 (貸付けの拒否。暴排)	○	
32 条 (契約)	○	
33 条 (貸付期間)	○	
34 条 (貸付料の額)	○	
35 条 (貸付料の納付方法)	○	
36 条 (連帯保証人)	○	○
37 条 (権利金)	○	
38 条 (督促及び延滞金)	○	
39 条 (借受資格変更の届出)	○	○
40 条 (転貸等の禁止)	○	○
41 条 (損害賠償)	○	○
42 条 (貸付契約の解除)	○	○
43 条 (原状回復)	○	○
44 条 (貸付財産の返還時の検査)	○	○

(契約)

第 32 条 普通財産の貸付けを決定したときは、契約書を作成し、貸付けの相手方(以下「借受人」という。)と契約を締結するものとする。

2 前項の契約書には、次の各号に掲げる事項(第 40 条ただし書の規定により市長の承認を受けて転貸をする場合は、第 8 号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。ただし、普通財産の種類に応じ、その記載事項の一部を省略することができる。

- (1) 貸付けをする普通財産の表示
- (2) 借受人の住所及び氏名
- (3) 使用目的又は用途指定
- (4) 貸付期間
- (5) 貸付料の額及び納期

- (6) 権利金の額及び納期
- (7) 延滞金
- (8) 転貸等の禁止
- (9) 有益費等の請求権の放棄
- (10) 原状回復及び損害賠償の方法
- (11) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

(貸付期間)

第 33 条 普通財産の貸付けは、次の各号に掲げる期間を超えてはならない。

- (1) 建物の所有を目的として土地を貸し付けるときは、30 年
- (2) 植樹を目的として土地を貸し付けるときは、20 年
- (3) 前 2 号以外の目的のために土地を貸し付けるときは、10 年
- (4) 土地以外の普通財産を貸し付けるときは、5 年

2 前項の貸付期間は、更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間を超えることができない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)第 22 条、第 23 条、第 24 条及び第 38 条に規定する契約を締結する場合の貸付期間は、それぞれ当該規定に定める範囲内で市長が別に定めるものとする。

イ 以上の事実は、次の点で問題がある。

(ア) 前提知識を紹介する。

行政財産は、その用途・目的を妨げない限度で使用を許可することができる（地方自治法 238 条の 4 第 7 項・目的外使用許可）。また、行政財産である庁舎・建物・附帯設備・敷地のうち、床面積等に余裕（事務・事業の遂行に現に又は確実に使用される以外の部分）がある場合、その部分を貸し付けることができる（同条 2 項 4 号・庁舎等の貸付け）。

庁舎等の貸付けは、目的外使用許可の範囲を超えて、行政財産の有効活用を促進する見地から平成 18 年改正法により導入されたもので、国有財産法 18 条 2 項 4 号と同趣旨であるが、国は「長期安定的な利用を認める」場合を念頭に置いている（昭和 33 年 1 月 7 日蔵管第 1 号・令和 7 年 5 月 23 日財理第 1677 号「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」第 3 節第 1）。

他方、目的外使用許可が可能な範囲について、近時、個別事情を考慮して長期の目的外使用許可を認める運用例も現れており（平成 25 年 6 月 26 日総行行第 107 号「行政財産の目的外使用許可について」、平成 27 年 5 月吹田市「市有施設の屋根貸しによる太陽光発電システム設置促進事業募集要項」）、解釈変更か否かはともかく、旧来の理解よりも広く活用できることが判明している。

そして、行政財産の目的外使用許可と貸付けとの重要な相違点であるが、前者は行政処分であり、借地借家法の適用が排除される（同法 238 条の 4 第 8 項）一方、後者は単なる契約であり、借地借家法の適用は排除されない。なお、国は余裕床・敷地の貸付けにも借地借家法が適用されるとの理解のもと、定期建物賃貸借契約によることとしている（前掲基準第 3 節第 2 の 1 (3)）。

借地借家法は、一時使用目的でない建物賃貸借契約に適用される。これは、客観的に「建物の賃貸借」（同法 26 条 1 項）に該当するか否かで判断されるものであり、借地借家法の適用を排除する旨を合意・確認するだけで適用が排除されるものではない

(ただし、建物の所有を目的としない旨及び「建物の賃貸借」ではない旨の確認条項には、実は賃借人が異なる認識であったというリスクを回避することができる点で意義がある)。

そして、1年未満の期間を定めても無期限となり、賃貸人は正当事由なく更新を拒絶できず、契約終了時に賃借人の求めにより造作の買取りを強制される(同法1条、40条、29条1項、28条、33条1項)。さらに、造作の買取りを除き、賃借人に不利な契約条項は無効となる(同法30条)。ただし、事前の書面説明のうえ、契約更新がなく期間満了により終了する旨の条項その他必要事項を含む契約書により契約したときは、契約更新されない(同法38条・定期建物賃貸借契約)。

なお、建物の一部分であっても、他の部分と障壁等で区画されて独占的・排他的支配が可能な構造・規模である場合、同法は適用される(ちなみに建物登記の可否とは一致しない)。例は多くないが、スーパーマーケット内の店舗区画について適用を肯定した事例がある。

(イ) 以上を前提に、前掲事実の問題点を述べる。

行政財産の貸付けのうち、居室など他の空間と明確に区画された部分を貸し付ける場合、借地借家法の適用の可能性がある。なお、同法が適用されたとしても、貸付け部分の使用の必要性が復活したことを理由に更新を拒絶する余地はあるものの、立退料の支払が必要となる可能性がある(地方自治法238条の4第5項、238条の5第4項、5項参照)。

他方、同法が適用される場合でも定期建物賃貸借契約を選択したときは、更新の余地はなく、借賃減額請求(同法32条)を受けるリスクもない。また、目的外使用許可を選択した場合、借地借家法の適用自体を排斥することができる。

したがって、行政財産の貸付けを検討する際には、借地借家法の適用の可能性を検討し、その可能性を否定できないときはリスク低減策を講じる必要がある。具体的には、①契約期間を明記し更新しない旨を定める、②造作買取請求権の放棄条項を定める(寝屋川市公有財産規則32条2項9号と同趣旨であるが、契約書に「造作買取請求権の放棄」を明記する方が確実である)、③賃借人に対する事前の書面説明を必須化するなど、事務マニュアル等によりリスク低減策の実施を確実にすべきである。

(ウ) 本件では、自動販売機の設置場所は二方向を壁面に、一方向を固定の建具に接しており位置が常時固定されているが、商品掲示・販売面は開放空間であり、借地借家法の適用の有無を断定できるものではない。

他方、契約書において、契約期間、不更新条項、「有益費・必要費及びその他の費用」の請求権を放棄する条項が設けられていたが、「造作買取請求権」は明記されていなかった。

しかし、賃借人である自動販売機の設置事業者から権利主張を受けるリスクは小さいと思われ、その意味で事業者選定自体は妥当であったと思われる。

なお、そもそも職員と来館者の福利厚生に資する設備と評価することも可能であり、性質上、目的外使用許可は可能であったと思われる。

ウ 以上について、たとえば、行政財産の貸付けに関し、借地借家法が適用される可能性を考慮するなど、リスクに応じた契約事務を進めるべきであり、事務マニュアルの充実などにより、その実施を一層確実にするよう検討されたい。

【監査の結果 10】

寝屋川市は、現金を適切に管理すべきである。

(理由)

ア 次の事実が確認された（安全の見地から現金取扱方法の詳細は省略する）。

(ア) 事務の概要

同館ではキッズ・スマイル・パーク、セミナールーム及び一時預かり所について、現金及びキャッシュレス決済による収入がある。現金による収納金については、職員が指定金融機関に払い込み、この履歴を収納金出納簿（寝屋川市金銭会計規則 84 条、92 条。以下「出納簿」という。）に記録し、納付書兼領収書・領収済通知書等（以下「納付書等」という。）を保管している。

納付書等は、統合型内部事務システムへの入力内容を反映して出力される場所、金額、摘要及び納付書番号・調定番号が記載され、指定金融機関により収納印（日付あり）が押印される。摘要には収納金の領収日とキッズ・スマイル・パークなど収納箇所の区分が記載される。

出納簿は、職員が表計算ソフトで作成したファイルに入力しているところ、収納金の領収について領収日・収納箇所の分類・収入金額・現金取扱者が記録され、収納金の指定金融機関への払込みについて払込日・払込金額・現金取扱者が記録される。また、領収日・払込日を記載する行には、収入金額から払込金額を控除した残額も記録される。なお、月次で収入金額と払込金額との合計額が記録される。

なお、納付書等と出納簿は、収納箇所の区分別に作成・保管されている。

(イ) 問題となる事実

① 出納簿と納付書等の日付不一致

出納簿、納付書等の記載等を整理すると、次のとおりである。

(一時預かり関係)

年月日	取引・備考	証憑	領収済収納金額 (円)	払込み金額 (円)
(令和6年)				
12月13日(金)	使用料収納	出納簿	17,500	
12月14日(土)	「銀行入金」の記載	出納簿		17,500
12月16日(月)	指定金融機関への払込み	納付書収納印		17,500
12月23日(月)	使用料収納	出納簿	16,900	
12月23日(月)	「銀行入金」の記載	出納簿		16,900
12月24日(火)	指定金融機関への払込	納付書収納印		16,900

年月日	取引・備考	証憑	領収済収納金額 (円)	払込み金額 (円)
	み			
(令和7年)				
1月24日(金)	使用料収納	出納簿	9,500	
<u>1月25日(土)</u>	「銀行入金」の記載	出納簿		9,500
<u>1月27日(月)</u>	指定金融機関への払込み	納付書収納印		9,500
2月7日(金)	使用料収納	出納簿	15,500	
<u>2月8日(土)</u>	「銀行入金」の記載	出納簿		15,500
<u>2月10日(月)</u>	指定金融機関への払込み	納付書収納印		15,500

(キッズ・スマイルパーク関係)

年月日	取引・備考	証憑	領収済収納金額 (円)	払込み金額 (円)
(令和6年)				
4月19日(金)	使用料収納	出納簿	4,150	
4月20日(土)	使用料収納	出納簿	17,900	
4月21日(日)	使用料収納	出納簿	36,700	
<u>4月22日(月)</u>	「銀行入金」の記載	出納簿		58,750
<u>4月23日(火)</u>	指定金融機関への払込み	納付書収納印		58,750
5月10日(金)	使用料収納	出納簿	3,500	
5月11日(土)	使用料収納	出納簿	24,300	
<u>5月13日(月)</u>	「銀行入金」の記載	出納簿		27,800
<u>5月14日(火)</u>	指定金融機関への払込み	納付書収納印		27,800
9月30日(月)	使用料収納	出納簿	12,950	
<u>(空欄)</u>	「銀行入金」の記載	出納簿		12,950
<u>10月1日(火)</u>	指定金融機関への払込み	納付書収納印		12,950
10月23日(水)	使用料収納	出納簿	18,400	
<u>10月23日(水)</u>	「銀行入金」の記載	出納簿		18,400
<u>10月24日(木)</u>	指定金融機関への払込み	納付書収納印		18,400
10月24日(木)	使用料収納	出納簿	13,550	
<u>10月24日(木)</u>	「銀行入金」の記載	出納簿		13,550
<u>10月25日(金)</u>	指定金融機関への払込み	納付書収納印		13,550
11月27日(水)	使用料収納	出納簿	12,350	
<u>11月27日(水)</u>	「銀行入金」の記載	出納簿		12,350
<u>11月28日(木)</u>	指定金融機関への払込み	納付書収納印		12,350

年月日	取引・備考	証憑	領収済収納金額 (円)	払込み金額 (円)
	み			
11月28日(木)	使用料収納	出納簿	11,750	
<u>11月28日(木)</u>	「銀行入金」の記載	出納簿		11,750
<u>11月29日(金)</u>	指定金融機関への払込み	納付書収納印		11,750
(令和7年)				
2月21日(金)	使用料収納	出納簿	19,950	
2月22日(土)	使用料収納	出納簿	45,800	
2月23日(日)	使用料収納	出納簿	50,450	
2月24日(祝)	使用料収納	出納簿	55,650	
<u>2月25日(火)</u>	指定金融機関への払込み	納付書収納印		171,850
<u>2月26日(水)</u>	「銀行入金」の記載	出納簿		171,850
2月27日(木)	使用料収納	出納簿	10,350	
2月27日(木)	「銀行入金」の記載	出納簿		10,350
2月28日(金)	指定金融機関への払込み	納付書収納印		10,350

② 出納簿の日付の不連続

出納簿(キッズ・スマイルパーク関係)の記載の関係部分を、令和6年12月1日から13日までの各行を省略せずに再現すると次のとおりである。

年月日	納入者及び支払先等	収入金額	支払金額
12月1日	キッズ・スマイルパーク使用料	25,250	
12月2日	銀行入金		25,250
12月2日	キッズ・スマイルパーク使用料	8,400	
12月3日	銀行入金		8,400
<u>10月3日</u>	キッズ・スマイルパーク使用料	6,200	
12月4日	銀行入金		6,200
<u>10月4日</u>	キッズ・スマイルパーク使用料	6,500	
12月5日	銀行入金		6,500
<u>10月5日</u>	キッズ・スマイルパーク使用料	9,000	
12月6日	銀行入金		9,000
<u>10月6日</u>	キッズ・スマイルパーク使用料	14,650	
12月7日	キッズ・スマイルパーク使用料	25,250	
12月9日	銀行入金		39,900
<u>10月9日</u>	キッズ・スマイルパーク使用料	8,800	
12月10日	銀行入金		8,800
<u>10月10日</u>	キッズ・スマイルパーク使用料	8,200	
12月11日	銀行入金		8,200
12月11日	キッズ・スマイルパーク使用料	11,350	
12月12日	銀行入金		11,350

年月日	納入者及び支払先等	収入金額	支払金額
<u>10月12日</u>	キッズ・スマイルパーク使用料	14,200	
12月13日	銀行入金		14,200
12月13日	キッズ・スマイルパーク使用料	16,900	
12月14日	キッズ・スマイルパーク使用料	38,850	
(以下略)	(略)	(略)	(略)

③ 指定金融機関に対する払込みの遅延

出納簿、納付書等の記載を整理すると、次のとおりである。

(キッズ・スマイルパーク関係)

年月日	取引・備考	証憑	領収済収納金額 (円)	払込み金額 (円)
(令和6年)				
4月19日(金)	使用料収納	出納簿	<u>4,150</u>	
4月20日(土)	使用料収納	出納簿	<u>17,900</u>	
4月21日(日)	使用料収納	出納簿	<u>36,700</u>	
<u>4月22日(月)</u> <u>銀行営業日</u>	②「銀行入金」の記載	出納簿		
<u>4月23日(火)</u>	<u>指定金融機関への払込み</u>	納付書収納印		58,750
5月10日(金)	使用料収納	出納簿	<u>3,500</u>	
5月11日(土)	使用料収納	出納簿	<u>24,300</u>	
<u>5月13日(月)</u> <u>銀行営業日</u>	②「銀行入金」の記載	出納簿		
<u>5月14日(火)</u>	<u>指定金融機関への払込み</u>	納付書収納印		27,800
5月17日(金)	使用料収納	出納簿	<u>4,350</u>	
5月18日(土)	使用料収納	出納簿	<u>30,200</u>	
5月19日(日)	使用料収納	出納簿	<u>50,050</u>	
<u>5月20日(月)</u> <u>銀行営業日</u>				
<u>5月21日(火)</u>	<u>「銀行入金」の記載、指 定金融機関への払込み</u>	出納簿 納付書収納印		96,700

イ 以上の事実は、次の点で問題がある。

(ア) ①出納簿と納付書等の日付不一致及び②出納簿の日付の不連続

会計管理者の補助職員のうち出納員（課長）及び現金取扱員（指定の職員）は、収納金出納簿により出納の状況を明らかにしなければならない（寝屋川市金銭会計規則3条、4条、84条、92条、別表第1）。

指定金融機関の実情を考慮すると払込みを受ける金額に誤記のある納付書等を看過する可能性は低いこと、納付書等は統合型内部事務システムへの入力と整合していること、出納簿は表計算ソフトで作成したファイルへの手入力であって統合型内部事務

システムとは連動していないこと、指定金融機関の営業日外に「銀行入金」と記載されているものがあることや、ヒアリング結果をも考慮し、納付書等の収納印の日付をもって現実に払い込まれた日であると認定すべきである。したがって、①の出納簿の「現金入金」の日付及び②は誤りであり、出納の状況が明らかにされているとは認められない。

(イ) ③指定金融機関に対する払込みの遅延

寝屋川市は指定金融機関を定めているところ、現金を収納した場合、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならない(地方自治法施行令 168 条の 5)。「速やかに」とは、「原則その日のうちに」と解されている。これを受けて、寝屋川市では、原則、領収した日の翌日(指定金融機関の翌営業日)までにとされている(寝屋川市金銭会計規則 25 条 1 項、寝屋川市指定金融機関等事務取扱要領 5 条 1 項)。ただし、近隣に指定金融機関等がない施設にて少額の収納金を収納したときは、合計 1 万円以下である限り、1 週間以内にとされる(同条 2 項)。

③のとおり、合計 1 万円を超過しているにもかかわらず、休日明け(指定金融機関の営業日)に払い込まれていない。払込みが困難であった等の特段の事情のない限り、規則違反・違法と思われる。

ウ 以上について、たとえば、休日・連休明けの払込みの事務フローを再確認するなど、改善を検討されたい。

24 放課後等デイサービス事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等

福祉部障害福祉課

イ 事業の要旨

学校等に就学している障害児を、授業の終了後や休日に所定の施設に通所させることで、同人に対し、生活能力向上に必要な支援、社会との交流促進、その他の便宜を供与することを目的とする。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針2の3）
法律等	<p>地方自治法252条の2第1項、地方自治法施行令174条の49の2 児童福祉法6条の2の2第3項、21条の5の2第2号、21条の5の3、21条の5の6、21条の5の7、21条の5の12、21条の5の15、21条の5の16、21条の5の17、児童福祉法施行令24条、児童福祉法施行規則1条の2の2、18条の2第2号、18条の29、18条の30の2、18条の35の2、平成24年2月3日厚生労働省令第15号・最終改正令和6年11月29日内閣府令第109号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」ほか</p> <p>児童福祉法33条の19第1項、障害者総合支援法87条3項、平成29年3月31日厚生労働省告示第116号・最終改正令和7年3月31日こども家庭庁＝厚生労働省告示第4号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第二の七、第三の一3、4、8、三4ほか （こども家庭庁）令和6年7月「放課後等デイサービスガイドライン」</p> <p>〔国庫支出金等〕 子ども・子育て支援法65条、67条、68条、68条の2、補助金等適正化法7条3項、こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則 （こども家庭庁）こ支障第13号令和5年6月30日「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」4（1）イ（イ）</p>
条例等	なし
要綱等	なし
契約等	なし

エ 決算の推移

	R4決算	R5決算	R6決算
--	------	------	------

金額（千円）	960,422	1,090,170	1,187,300
--------	---------	-----------	-----------

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 （未収金額・減免金額を含む。）	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし
財産運用収入・財産売払収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
扶助費	1,187,299,772	—	無	無	無	放課後等デイサービス費

キ 実績

139 事業所においてサービス提供を受けた実利用者数は1,506人であった。

ク 事務の具体的内容

(ア) 指定障害児通所支援事業者等の指定等

寝屋川市は、指定障害児通所支援事業者を指定する。指定の有効期間は6年である。指定は、内閣府令及び条例で定める基準に基づく。

なお、指定後に基準に違反した事業者は、勧告・公表、措置命令、指定の効力停止、指定の取消しといった措置・制裁を受ける。

(イ) サービスの提供

寝屋川市は、障害児からの申請に基づき、調査等を経て障害児通所給付決定を行い、通所受給者証を交付する。

決定を受けた児童は、指定障害児通所支援事業者等との間で利用契約を締結し、障害児支援利用計画の作成を受ける。そして、通所して所定のサービスを受け、負担上限月額範囲内で自己負担額を支払う。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 20】

寝屋川市は、引き続き、事業者がモラルハザードに墮することのないように注視し、

もって障害児の最善の利益の実現に努めるべきである。

(理由)

ア 次の事実が確認された。

(ア) 寝屋川市は、事業者より、障害児別の放課後等デイサービス事業提供実績記録票（月間の実績報告）の提出を受けている。同票にはサービスの提供日、開始・終了時刻のほか、保護者等が実績報告の記載内容を確認したことを示すための欄（確認欄）が設けられている。

しかし、確認欄の印影が不鮮明なのか、そもそも存在しないのか、明確に判断できないものがみられた。また、某事業者の提出した、複数の障害児に関する複数の実績報告には類似した筆跡の署名がみられた。

なお、行政手続における押印を廃止する改革の一環として(令和2年政令第367号、令和2年厚生労働省令第208号、令和2年厚生労働省告示第397号等)、確認欄への押印は必須ではなくなっており、寝屋川市においては押印、署名、レ点、丸印など、いずれの方法も可と取り扱っている。

(イ) 寝屋川市内で発見されたものではないが、厚生労働省の「障害児通所支援の在り方に関する検討会」において（第3回資料6「放課後等デイサービスの現状と課題について」）、全国の自治体に対するアンケート調査の結果、訓練を提供せずに放置するもの、一般的な学習塾や習い事教室と変わらないもの等、児童福祉法が規定する放課後等デイサービスの趣旨に反するサービス内容を提供する事業者が少なくなかったと指摘されている。

イ 以上の事実は、次の点で問題がある。

同票の記載等のみでは、真実、児童や家族にサービス・支援が提供されたのか、サービス・支援内容は十分なものであったか等の確認に不確実さが残る。

確かに、押印は必須でなく、印影がないこと自体は不適正な事務処理でない。しかし、この改正は、行政手続のデジタル化推進を目的とし、新型コロナウイルス感染拡大防止を加味して実施された。すなわち、署名・押印に固執せず、適切な方法により本人の意思に基づくことを確認・証明すればよいとの趣旨であり、その点の確認は引き続き重要である。

なお、障害福祉サービスという性質上、利用者による確認事務を事業者が代行することも許容される場合がある。その意味で、寝屋川市において、押印、署名、レ点、丸印など、いずれの方法も可とする取扱い自体を不当ということはできない。しかし、不正な事業者が、利用者による確認事務の代行を装い、真実と異なる内容の実績報告を行う場合が問題である。

現に不正があると指摘するまでの意図はないが、障害児本人の特性によってはサービス・支援内容の不適切・不十分さに気づかない、保護者に対し不満を正確に伝えられない等のおそれがある。加えて、保護者が障害児に付き添うことができない場合、現実にどのようなサービス・支援が提供されているか不明のままとなりかねず、不正

の温床となる。

そして、この不正は、委託料が不正に取得される、効果的に活用されないといった経済的損失にとどまらず、障害児が生活能力向上と社会交流促進といった便宜を適時・適切に受けて健全に成長する機会を失い、その最善の利益が蔑ろにされる点で重大である。この重要性は、こども家庭庁が策定した「放課後等デイサービスガイドライン（令和6年7月）」（第1章2、第3章2、第4章2（2）、（4）、第6章5、第7章等）においても再確認されている。

ウ こうした事情のもとで不正を防ぐためには、事業者自身が専門性と倫理観とを維持・向上させることが最重要である。

ただ、寝屋川市においても、事業者がモラルハザードに堕することのないように注視し続けることが不可欠である。一例として、現に、寝屋川市においては、保護者からの相談等を端緒として事業者に対し指導・監査する場合もあり、こうした取組を地道に継続してゆくことが重要と思われる。

25 移動支援事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等
福祉部障害福祉課

イ 事業の要旨

障害者及び障害児が、円滑に外出できるように移動を支援し、地域における社会生活及び社会参加を促すことを目的とする。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針2の3）
法律等	地方自治法252条の22第1項、地方自治法施行令174条の49の12 障害者総合支援法2条1項1号、5条27項、77条1項8号、79条1項3号、81条、82条、87条、平成29年3月31日厚生労働省告示第116号・最終改正令和7年3月31日こども家庭庁＝厚生労働省告示第4号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第二の三、第三の一三、四、八、三四ほか (厚生労働省)平成18年8月1日障発第0801002号・最終改正令和7年3月31日障発第0801002号「地域生活支援事業等の実施について」別紙1「地域生活支援事業実施要綱」3(1)ア(ケ)、別記1-9「移動支援事業実施要領」4(3) 〔国庫交付金等〕 障害者総合支援法2条3項、補助金等適正化法7条3項、厚生労働省所管補助金等交付規則
条例等	なし
要綱等	寝屋川市障害者等移動支援事業実施要綱
契約等	委託契約書（寝屋川市障害者等移動支援事業委託契約（単価契約））

エ 決算の推移

	R4決算	R5決算	R6決算
金額（千円）	104,828	119,877	116,874

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 (未収金額・減免金額を含む。)	なし
うち未収金額（債権）	なし

うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし
財産運用収入・財産売払収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
扶助費	116,874,405	単価契約	無	有	無	委託料（移動支援事業所に対する委託契約上の報酬支払）

キ 実績

125事業者においてサービス提供を受けた実利用者数は550人であった。

ク 事務の具体的内容

(ア) 委託先の選定

寝屋川市は、随時募集している社会福祉法人等の事業者のなかから選定した者との間で委託契約を締結し（地方自治法234条2項、同法施行令167条の2第1項2号（性質・目的が競争入札に適しないもの））、指定事業所に指定する。

(イ) サービスの提供

寝屋川市は、障害者・障害児からの申請に基づき、調査等を経て利用決定（支給決定）を行い、利用者証を交付する。

決定を受けた障害者・障害児は、指定事業所との間で利用契約を締結し、サービスを受け、1か月当たりの利用者負担額の範囲内で自己負担額を支払う。

なお、利用決定は、状況の変化等があったときは変更・中止の可能性があり、不正等があったときは取消しの可能性がある。

(2) 監査の結果及び意見

【意見21】

寝屋川市は、事業者からの不適切な報告が減少するよう、引き続き、事業者に対し案内・注意喚起・指導を続けるべきである。

(理由)

複数の事業者が提出した前掲の記録表に、時間の計算ミスや障害児の名称（利用者名）・利用者証番号の誤記が相当数みられた。なお、後者は、保護者・児童ともに利用者証番号を有する場合に親子を混同していると思しき例が目立つ。寝屋川市は、事業者と

の契約時・更新時に記載方法を案内して注意喚起しているほか、報告受領時などにミスを見出し次第、事業者に対し訂正を指示し、再発防止を注意・指導している。しかし、事業者数が多数に上ること、事業者側の事務処理能力が区々であることから、ミスの根絶には至っていない。

これは、専ら事業者の事務処理が杜撰であることに尽きるが、寝屋川市職員が、事業者による報告ミスを入念に確認し訂正を指示する時間と労力を節約できるに越したことはない。引き続き、事業者に対する案内・注意喚起・指導するとともに、事業者側の報告ミスを減少させるべく創意工夫されたい。

26 家庭教育サポーター派遣事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等

教育委員会事務局社会教育推進課

イ 事業の要旨

家庭教育サポートチーム（家庭教育サポーター）を寝屋川市立のすべての小学校に派遣し、子育てに不安や悩みを抱える家庭（要保護児童対策地域協議会における支援を必要とするものを除く。）に対し、家庭訪問や相談活動を通し、きめ細やかな家庭教育支援を行うことで、青少年の健全育成の推進及び家庭教育支援の充実を図ることを目的とする。具体的には、小学校を拠点として教職員や関係機関と連携し、子どもの状況を把握するとともに、前記の家庭に対し次の支援を行い、その結果を報告する。ただし、対象の児童との接触は、学校長の指示により行う。

- ① 担任をはじめ教職員と連携し、児童の登校状況を把握すること
- ② 授業中の校内見回りにより児童の様子を観察し、支援が必要な児童を抽出すること
- ③ 保健室来室児童の様子を観察すること
- ④ 給食の喫食状況を観察すること
- ⑤ 不登校傾向を持つ児童の登校支援や保護者との連絡調整をすること
- ⑥ 担任や管理職などと連携し、児童の支援方法を検討するとともに、ケース会議開催の提案や出席をすること
- ⑦ 支援が必要な家庭への家庭訪問をすること
- ⑧ 保護者・児童への相談活動をすること
- ⑨ 児童の様子や保護者の不安や悩みの軽減を図るために、夏季休業中に小学1年生及び学校長が定める支援の必要な家庭に対し、電話連絡や家庭訪問をすること

他方、次のような活動は、後に家庭支援につながると判断される場合を除き、行わない。

- ⑩ 授業中に教室内に入り込んで児童支援すること
- ⑪ 別室において個別学習指導をすること
- ⑫ 放課後に学習指導すること
- ⑬ 支援学習教室で活動すること

このように、家庭教育サポーターは、家庭と学校をつなぐ橋渡し役として活動し、殊に不登校児童や家庭に困難を抱える児童を重点的に支援している。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針3の2）
法律等	教育基本法13条、社会教育法3条、5条、9条の7ほか

	〔国庫支出金等〕 補助金等適正化法7条3項 (文部科学省)平成21年3月31日20文科生第8117号・最終改正令和6年2月22日「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱(学校を核とした地域力強化プラン)」3条、25条、別記1「学校を核とした地域力強化プラン(指定都市・中核市対象)」、平成27年3月31日総合教育政策局長＝初等中等教育局長決定・最終改正令和7年1月28日「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領(学校を核とした地域力強化プラン)」2(2)②、別紙2
条例等	なし
要綱等	寝屋川市家庭教育サポートチーム派遣事業実施要領
契約等	なし

エ 予算・決算の推移

	R4 予算	R4 決算	R5 予算	R5 決算	R6 予算	R6 決算
金額(千円)	25,968	23,154	25,966	23,074	25,921	22,545

オ 主な収入、債権(決算額)

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 (未収金額・減免金額を含む。)	なし
うち未収金額(債権)	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし
財産運用収入・財産売却収入	なし
うち未収金額(債権)	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出(人件費を除く。令和6年度決算額)

費目	金額(円)	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
報償費	22,035,600	単価契約 類似	無	無	無	サポーター謝礼(18,363時間)
報償費	292,800	単価契約 類似	無	無	無	サポーター謝礼・夏休み期間分(244時間)
保険料	96,750	総価契約	無	無	有	サポーターに対する傷害保険。「就業中」及び往復途上の死亡・後遺障害・入院を補償する。

報償費	90,000	総価契約 類似	無	無	無	アドバイザー謝礼
-----	--------	------------	---	---	---	----------

なお、上表では、所管課の整理では契約の形式ではないものの、単価契約とほぼ同様の方法で価格算定しているものを「単価契約類似」、総価契約とほぼ同様の方法で価格算定しているものを「総価契約類似」と表記している。

キ 実績等

家庭教育サポーター24名（寝屋川市立小学校校区23区に1名ずつとエリア担当者1名）が、各校校区において、家庭訪問、相談（電話相談及び学校面談）、児童への対応（教室外での相談対応及び家庭訪問での対応）を実施した。ただ、活動状況の推移は、次表のとおり、おおむね減少傾向が見られる。

	家庭訪問	相談	児童への対応
令和4年度	2,630回	4,305回	10,572回
令和5年度	2,282回	4,403回	10,084回
令和6年度	2,030回	3,963回	8,922回

現在、家庭教育サポーターは、小学校校区23区に1名ずつ配置され、外1名がエリア担当者として各サポーターの相談や支援に回っている状況で運用されているが、現状の体制での対応を継続すること、特に次の担い手の確保が課題となっている状況である。

（2）監査の結果及び意見

【意見22】

寝屋川市は、法的リスクを十分に考慮して制度を運用すべきである。

（理由）

ア 次の事実が確認された。

（ア）事業の根拠

地域学校協働活動（教育基本法13条、社会教育法3条、5条、9条の7等）を具体化する施策として、国の学校・家庭地域連携協力推進事業費補助金交付要綱及び同補助金実施要領、並びに、寝屋川市家庭教育サポートチーム派遣事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施されている。

寝屋川市家庭教育サポートチーム派遣事業実施要領

（目的）

第1条

核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体で家庭教育支援の必要性が高まる中、「家庭教育サポートチーム（以下、「家庭教育サポーター」という）」を市立全小学校に派遣し、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、家庭訪問や相談活動を通して、きめ細やかな家庭教育支援を行うことで、青少年の健全育成の推進並びに家庭教育支援の充実を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条

実施主体は、寝屋川市教育委員会とする。

(構成)

第3条

家庭教育サポーターは、25名以内で構成し、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 家庭教育サポーター
- (2) 家庭教育支援者スキルアップ講習会を受講し、家庭教育サポーター面接に合格した者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条

家庭教育サポーターの任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、補欠で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動内容)

第5条

家庭教育サポーターは、目的を達成するため、次に掲げる事項について活動する。

- (1) 支援が必要な保護者への家庭訪問などによる相談対応
- (2) 教職員と連携し、登校状況の把握
- (3) 授業中の校内巡回により児童の行動を観察し、支援が必要な児童の抽出
- (4) 保健室等の来室児童の行動を観察
- (5) 給食の喫食状況の観察
- (6) 不登校傾向児童の登校支援や保護者との連絡調整
- (7) 教職員と連携し、児童の支援方法を検討するとともにケース会議開催の提案や出席
- (8) 夏季休業中に小学1年生及び学校長が定める支援の必要な家庭への連絡や訪問を実施し、児童の行動の把握や保護者の不安や悩みの軽減を図る。
- (9) 家庭教育サポーターの定期的な研修及び交流会を通じて、スキルアップを図る。

(活動時間)

第6条

- (1) 通常勤務・特別勤務合計年間 832 時間

ア 通常勤務：週3日、1日6時間（午前8時～午後2時）
月72時間程度（授業期間中）※状況に応じて変更可

イ 特別勤務（ケース会議）年間12時間程度

- (2) 夏季休業中

夏季休業中に小学1年生及び学校長が定める支援の必要な家庭への連絡や訪問。

(報償費)

第7条

1時間1,200円（報償額に応じて所得税が課税される）

(事務手続)

第8条

下記の書類を翌月7日までに事務局に到着するように通送便で提出すること。

- (1) 様式1「対象児童一覧表」
- (2) 様式2-1「個別サポート調書（家族構成など）」
- (3) 様式2-2「個別サポート調書（サポート状況）」
- (4) 出勤簿は必ず学校長に確認いただくこと。
- (5) 請求書は月末締め、1時間単位とする。

(守秘義務)

第9条

活動中に知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。なお、その活動から退いた後も同様とする。

(その他)

第10条

この要領の定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(イ) 事業の位置づけ

寝屋川市は、家庭教育サポーターを「有償ボランティア」と位置づけている。ただ

し、家庭教育サポーターを公務員として任用しているものではなく、寝屋川市教育委員会事務局は、各小学校に対し、家庭教育サポーターは学校の職員でない旨を注意喚起している。

なお、寝屋川市は、家庭教育サポーター又は家庭教育サポートチームに対し補助金を交付しているものではなく、委託契約を締結しているものでもない。補助金交付要綱（寝屋川市補助金交付等規則 4 条）及び委託契約書（寝屋川市契約規則 28 条）は存在せず、その他、各々について寝屋川市が定める手続も実施されていない。

(ウ) 実務運用

① 家庭教育サポーターの選考・任命等

寝屋川市教育委員会は、志望者から「家庭教育支援者申込書」という履歴書に似た書類の提出を受け、選考を実施し、選考を通過した者を、期間 1 年以内で家庭教育サポーターに任命している。任命に際し、任命書及び身分証を交付している。

そして、寝屋川市が保険契約者、家庭教育サポーターを被保険者として、活動中及び移動経路上の事故について、傷害保険を付保している。

② 家庭教育サポーターに対する研修等

寝屋川市教育委員会は、新たに任命された家庭教育サポーターに対し、業務説明会を実施し、その後も、定期的に研修会を実施している。なお、研修講師は家庭教育アドバイザーが務めている。

家庭教育アドバイザーが、家庭教育サポーターの活動拠点である各小学校を巡回し、家庭教育サポーターから活動上の悩みや課題について相談に乗っているほか、年に数回、家庭教育サポーターらが意見交換会を実施し、活動上の悩みや課題、疑問点について意見交換している。

③ 家庭教育サポーターの活動の場所・時間等

家庭教育サポーターは、家庭訪問等を行うほかは、活動拠点とする小学校に滞在し、日々の業務の開始時間と終了時間を「出勤簿」に記載し、毎月、学校長と教育委員会事務局の確認を受けている。

そして、家庭教育サポーターが寝屋川市教育委員会に対し月間の報償費に関する請求書を提出し、これを受けて寝屋川市教育委員会が報償費を支払っている。ちなみに、報償費は給与所得として源泉徴収されている。

なお、制度上は、家庭教育サポーターが、拠点とする学校と協議して、活動日や活動時間を決定することが想定されている。ただし、予算の関係で、活動の合計時間に制限がある。

④ 家庭教育サポーターの活動の具体的内容

家庭教育サポーターは、先述（1イ）の事業の要旨に列挙した活動を行っているが、その際、活動拠点とする小学校の教員と密に情報交換及び相談して実施している。なお、制度上は、家庭教育サポーターが、拠点とする学校と協議して活動内容を決定することが想定されている。

家庭教育サポーターは、児童に対する支援内容について、毎月、「個人別サポート

調書（サポート状況・家族構成など）」を提出している。

また、夏休み期間中には、在籍児童全員に対し電話連絡し、その内容を「夏季休業中児童状況確認票」及び「夏季休業中対応記入シート」に記載して提出している。

⑤ 本制度の適切な運用の確保

寝屋川市教育委員会事務局は、各学校を巡回したり、家庭教育サポーターから電話相談に応じたりする方法で、本制度の不適切な運用を防止すべく監督しているところ、家庭教育サポーターより次のような相談があり、一部で不適切な運用がなされていたことがうかがわれた。

- ・ 学校が、家庭教育サポーターに対し、一日中、別室登校中の児童への対応を教員らの助言もなしに単独で実施させた。
- ・ 学校が、家庭教育サポーターに対し、学校のトイレの掃除当番を割り当てる等、家庭教育サポーターの職務に含まれない役割を求めた。
- ・ 家庭教育サポーターが、登校支援を要する児童宅を訪問した際、児童に靴下をはかせる等、身支度の手伝いを行った。
- ・ 家庭教育サポーターが確認した児童の状況、児童との今後のかかわり方について、学校の教員が家庭教育サポーターと十分に情報交換しなかった。

イ 以上の事実について問題点を述べる。

(ア) 「有償ボランティア」との説明で思考停止してはならないこと

そもそも「有償ボランティア」については、法律上の定義がなく、その性質も概念の適用範囲も明らかでなく、特例も存在しない。したがって、「家庭教育サポーターは有償ボランティアである」との説明で済ませてはならず、労働者、委託先、補助金交付先等、それがどのような法律関係であるかについて、最低限、寝屋川市としての認識・態度を明確にする必要がある。

これをしないまま実務運用を続けると、想定外の法令・条例・手続違反に陥るおそれがある。現に、「選考」を経て「任命」し、稼働時間に比例した報償を支払い、給与所得として源泉徴収し、傷害保険を付保している等の事情は、労働者・公務員との評価につながる可能性があり、地方公務員法や労働法令、国の補助金交付要綱等との整合性にも疑義が生じかねない。

寝屋川市は、以上のリスクを認識し、適正な制度運用を図らなければならない。なお、法令・条例・手続・予算科目・補助金交付要綱等の適用は実態により判断されることから、実態と異なる形式を整えれば解決される問題ではないことを申し添える。

(イ) 学校の補助スタッフとして運用されるおそれがあること

教育基本法、社会教育法、国の補助金交付要綱等は、地域住民が自主的に学校と協力する活動を想定しており、本事業も制度上はそのような活動を想定している。

しかし、学校教育サポーターが1名ずつ各小学校に滞在し、学校長・教員らと綿密に協議しつつ、生徒指導に関係の深い、臨機応変な対応も必要な活動を行うといった事情を踏まえると、学校教育サポーターが、学校長らの指揮命令を受けて活動する学

校の補助スタッフへと転化してしまうおそれがあり、そうなれば労働法令違反は免れない。他方、学校教育サポーターに、学校・教員が自ら行うべき生徒指導・教育相談を代行させてしまうと、教員免許制度との関係で問題がある。

寝屋川市教育委員会事務局は、こうした運用に陥らないよう各学校に注意喚起しており、それは必要な対応であるが、日々、各学校において適切な運用が徹底される必要がある。現に、前述したとおり、不適切な運用が散見されていたが、教育委員会事務局がこうした運用を容認していたと評価されることのないように、学校に対しても監督・指導を徹底する必要がある。

なお、学校の補助スタッフが必要である場合には、会計年度任用職員（地方公務員法 22 条の 2 第 1 項 2 号）、かつ、教員業務支援員（学校教育法 37 条 2 項、同法施行規則 65 条の 7）に位置づけるのが、整合的と思われる。

(ウ) 地方公共団体の事業の適法性は自ら確保する必要があること

本事業は、文部科学省より補助金を受けている。確かに、補助金交付決定時には同省が法令違反の有無を調査するのであるが（補助金等適正化法 6 条 1 項）、網羅的かつ完璧に調査されるものではないし、支給決定後に違法性が発覚した場合には支給取消しが予定されている（同法 17 条 1 項）。

すなわち、交付決定がなされたことをもって当該事業の適法性が保証されることはなく、そもそも補助金を申請する地方公共団体が事業の適法性について調査・確保すべき責務を有していることに留意されたい。

ウ 他の地方公共団体においては、保護者との意思疎通の機会確保に苦心しているとの教員の声を聞くことも少なくないが、寝屋川市の学校現場では「学校教育サポーターが、教員の対応しきれない細かなニーズをくみ取って伝えてくれており、大変役立っている。もっと活躍してほしい。」と大変好評の様子である。本制度が児童生徒や保護者の利益に資すること、さらには教員の負担軽減にも資することは明白であり、令和 3 年度には文部科学大臣賞を受賞するなど、重要な意義を有している。

それだけに、本事業を廃止するのではなく、法的リスクを十全にコントロールできる制度運用へと改善し、ベストプラクティスとして他の地方公共団体に普及させていきたい。

【意見 23】

目標活動回数の設定、人材の確保・養成する仕組みを見直し、支援体制を整備すべきである。

(理由)

家庭教育サポートチーム派遣事業にかかる経費のほとんどは、家庭教育サポートチームを構成するサポーター、アドバイザーら有償ボランティアにかかる報償費である。

令和 6 年度では、上記報償費の予算経費は 25,710,000 円であるところ、同年度の実績としては、22,418,400 円と予算より 3,291,600 円も低い結果となっている。同事業は

財源が国からの補助金で賄われているところ、この充当される補助金も予算では 8,636,000 円とされていたのが、実績額では 7,513,000 円と予算より少ない結果となっており、補助金を含む予算を十分に消化できていない状況である。

そのため、活動の実績としては、予算の根拠として想定している有償ボランティアらの活動内容には至っていないものと伺える。

実際、活動状況の推移は、令和 4 年度では、家庭訪問 2,630 回、相談 4,305 回、児童対応 10,572 回、令和 5 年度では、家庭訪問 2,282 回、相談 4,403 回、児童対応 10,084 回、令和 6 年度では、家庭訪問 2,030 回、相談 3,963 回、児童対応 8,922 回と減少傾向が見られる。

また、現在、教育サポーターは、小学校校区 23 区に 1 人ずつ配置され、外 1 名がエリア担当者として、各サポーターの相談や支援に回っている状況で運用されているが、現状の体制での対応を継続すること、特に次の担い手の確保が課題となっている状況である。

予算の根拠たる想定活動内容は、過年度の比較により決定しているものと思われるが、事業の性質からすると、支援を必要とする家庭に必要な支援が行き届いているのかが重要である。

可能な限り、ニーズの分析を行ない、本来必要されるべき支援の量、目標活動回数を見極める必要がある。

また、現状の体制では、その目標活動に届いていない状況が続いているのであれば、やはり人材の確保・養成する仕組みを見直すべきである。将来的な担い手の確保が課題になっている現状では、その必要性は大きいといえる。

27 放課後子供教室推進事業

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等

教育委員会事務局社会教育推進課

イ 事業の要旨

小学校の放課後等に、学習支援や校庭開放、スポーツ・文化等のプログラムを提供し、主体的な体験活動ができる場を提供し、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、健全育成を図るための事業。市内23小学校において、各実行委員会に放課後子供教室の運営を委託し、実施されている。市は、放課後児童対策事業の一体的な取組を進めるために、実行委員会組織づくりや人材確保を支援している。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針2の2の(1)）
法律等	なし
条例等	なし
要綱等	なし
契約等	なし

エ 予算・決算の推移

	R4 予算	R4 決算	R5 予算	R5 決算	R6 予算	R6 決算
金額（千円）	45,386	31,027	45,043	33,825	43,301	34,385

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 (未収金額・減免金額を含む。)	学校・家庭・地域連携協力推進事業費（国庫補助金） 6,897,000
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし
財産運用収入・財産売払収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
----	-------	------	------	-----	-----	----

委託料	33,447,047	無	無	有	無	
委託報酬	154,000	無	無	無	無	
一般消耗品費	35,600	無	無	無	無	
食糧費	5,040	無	無	無	無	

キ 実績

なお、令和6年度の学校毎の当初委託金額と実績額、返納額、実施日数の一覧は下記の表のとおりである。

NO.	学 校 名	当初委託金額標準額 (円) (1,794,100円)	実績額(円)	返納額(円)	実施日数
1	東小学校	1,794,100	1,792,783	1,317	127
2	西小学校	1,794,100	1,345,439	448,661	159
3	南小学校	1,794,100	1,791,497	2,603	82
4	北小学校	1,794,100	1,044,919	749,181	72
5	第五小学校	1,794,100	1,265,228	528,872	124
6	成美小学校	1,794,100	1,793,680	420	154
7	池田小学校	1,794,100	1,438,720	355,380	117
8	中央小学校	1,794,100	1,724,795	69,305	123
9	啓明小学校	1,794,100	1,064,855	729,245	106
10	三井小学校	1,794,100	1,794,100	0	159
11	木屋小学校	1,794,100	1,244,867	549,233	72
12	木田小学校	1,794,100	1,774,530	19,570	107
13	神田小学校	1,794,100	1,757,198	36,902	170
14	堀溝小学校	1,794,100	659,754	1,134,346	102
15	田井小学校	1,794,100	1,152,694	641,406	137
16	桜小学校	1,794,100	982,670	811,430	179
17	点野小学校	1,794,100	1,370,488	423,612	89
18	和光小学校	1,794,100	1,794,100	0	171
19	国松緑丘小学校	1,794,100	1,583,349	210,751	79
20	楠根小学校	1,794,100	1,560,817	233,283	125

21	宇谷小学校	1,794,100	1,649,257	144,843	158
22	石津小学校	1,794,100	1,473,494	320,606	123
23	望が丘小学校	1,794,100	1,387,813	406,287	94
	金額合計	41,264,300	33,447,047	7,817,253	

ク 事務の具体的内容

市内 23 小学校において、各小学校で組織された実行委員会に運営を委託し、実施されている。実行委員会は、PTA や校長、教頭、民生委員・児童委員、地域関係者などで構成されている。

運営費は、市から 1,794,100 円が概算払され、実施後作成・提出される実績報告書に基づき、不用額となった金額は返納される。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 24】

地域の活動内容の詳細な分析を行ない、事業の活性化、あるいは縮小を検討すべきである。

(理由)

令和 6 年度の実績によると、委託金額合計 41,264,300 円に対し、実績額 33,447,047 円となっている。委託金額に対する実績額の割合は約 81% であるが、返納額は 7,817,253 円であり、無視できない大きい金額である。

23 地域毎に分析すると、委託金額の 8 割以上を消費できている地域は 13 箇所にとどまる。中には、委託金額の 4 割も消費できていない地域がある。

開催件数についても、150 回以上の開催が 7 地域存在する一方で、100 回を下回る地域が 6 地域、100 回以上 110 回未満の地域が 3 地域存在する。

実績額と開催件数は概ね相関しているが、中には、返納額が 811,430 円にもなるが開催件数は 179 回と最も多く開催されている地域や、開催件数は 82 回しか開催されていないが返納額は 2,603 円にとどまる地域も存在する。

開催件数や費用が小さい要因を分析するだけでなく、地域住民のニーズ、活動内容に見合った費用を支出しているのか、反対に過度に費用を制限していないか、詳細な分析を行ない、事業の必要性・予算の相当性を検討する必要があると考える。

28 青少年相談窓口

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等
教育委員会事務局社会教育推進課

イ 事業の要旨

青少年（中学生以上おおむね30歳まで）またはその家族を対象に、青少年支援員が相談に応じるもの。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針4の3）
法律等	なし
条例等	なし
要綱等	なし
契約等	なし

エ 予算・決算の推移

	R4 予算	R4 決算	R5 予算	R5 決算	R6 予算	R6 決算
金額(千円)	0	0	0	0	0	0

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 (未収金額・減免金額を含む。)	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし
財産運用収入・財産売払収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
無	無	無	無	無	無	

キ 実績

令和6年度の実績は次のとおりである。

	不登校	ひきこもり	就労	進学	生活環境	その他	合計
R6	10	0	0	2	3	5	20
割合	50.0%	0.0%	0.0%	10.0%	15.0%	25.0%	100.0%

	アプリ	来室	電話	メール	合計
R6	1	2	17	0	20
割合	5.0%	10.0%	85.0%	0.0%	100.0%

	対象者年齢				引継ぎ先						
	小学生	中学生	高校生	その他	子どもを守る課	教育指導課	居場所（スマイル）	保健所	ハローワーク	その他	終結
件数	5	5	6	4	1	1	4	0	0	10	4
割合	25.0%	25.0%	30.0%	20.0%	5.0%	5.0%	20.0%	0.0%	0.0%	50.0%	20.0%

ク 事務の具体的内容

相談方法は、電話やメール相談、アプリを利用した相談、来所による相談をとっている。また、相談内容に応じて、子どもを守る課や教育指導課など他課、保健所、ハローワークなどに引き継ぐこともある。

なお、相談員である青少年支援員は、社会教育推進課の任期付き職員であるため、当該事業の予算は個別に計上されていない。

周知方法については、市のホームページへの掲載や学校へのチラシの配布により行っているとのことであった。

また、市は、青少年が気軽に立ち寄り、交流したりできる場を提供する事業として、青少年の居場所「スマイル」（市内に1か所）を運営している。当該事業は、青少年が世代を超えて交流することにより、豊かな人間性や社会性を身につけることが出来るよう、自由に集える場所として設けられたものである。

同所では、大学生から概ね30歳までのメンバーがスタッフとして常駐し、中高生の学習や悩みの相談などのサポートを行っている。同所の令和6年度の利用状況を見ると、全体の利用者数17,521人の内、中学生の利用が12,086人、15

から 18 歳の利用者数が 2,639 人となっている。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 25】

相談窓口の周知を拡大し、青少年自身が相談できる環境を整備することを検討すべきである。

(理由)

青少年の居場所事業（スマイル）が存在するが、そこでの周知を確認したところ、事業が異なることや、スマイルには保護者は入室できず、保護者の目に留まらないため、周知は行っていない旨、回答があった。

しかし、保護者だけではなく、青少年自身からの相談を受け付けることも重要である（市が全く行っていないという意味ではない）。

スマイルの利用状況を確認すると、市内に 1 箇所だけ存在する施設であるが、中学生だけでも年間 12,086 人もの利用があり、相談窓口の存在を周知すれば、スマイル利用者の目に留まり、相談するきっかけになり得るのではないかと考えられる。

また、今回の監査で、要保護児童登録シートの記録中、スマイルにおいてコーディネーターが青少年から話を受け、通告に至った過去の事案も確認された。

提案に過ぎないが、スマイルを利用した相談窓口の周知や、相談場所としての活用などにより、青少年自身が相談できる環境の整備を検討する余地があると思慮される。

29 スクールソーシャルワーカーの配置

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等

教育委員会事務局教育指導課

イ 事業の要旨

学校における関係機関と連携した取組を支援し、早期解決に向けた「福祉的アプローチ」を学校に取り入れるため、市内の中学校区にスクールソーシャルワーカー（社会福祉士や精神保健福祉士）を配置している。現場では、虐待、不登校、問題行動などの問題について、担当する教員から相談を受け、アドバイスを行うなどしている。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針4の3）
法律等	なし
条例等	なし
要綱等	なし
契約等	なし

エ 予算・決算の推移

	R4 予算	R4 決算	R5 予算	R5 決算	R6 予算	R6 決算
金額（千円）	4,320	4,320	4,320	4,320	7,200	5,940

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 (未収金額・減免金額を含む。)	子ども・子育て支援交付金 (教育費国庫補助金) 4,159,000	子ども・子育て支援交付金 (教育費府補助金) 990,000
うち未収金額（債権）	なし	なし
うち不能欠損金額	なし	なし
うち減免金額	なし	なし
財産運用収入・財産売払収入	なし	なし
うち未収金額（債権）	なし	なし
うち不能欠損金額	なし	なし
うち減免金額	なし	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
報償費	5,940,000	無	無	無	無	

キ 実績

第五中学校校区に1名、第八中学校校区に1名、望が丘中学校校区に1名、統括として1名を配置。

スクールソーシャルワーカーへの報償費は5,940,000円。

当初勤務時間として1日5時間程度を想定し、予算としては7,200,000円を想定していたが、スクールソーシャルワーカーが他所で兼任し、多忙であるなど、勤務時間が確保できず、規定していた勤務時間に至っていない

ク 事務の具体的内容

寝屋川市では、年度毎にスクールソーシャルワーカーの配置される担当校区を変えている。統括は、各配置校を訪問している。

スクールソーシャルワーカーは、各学校でのケース会議やミニケース会議に参加している。

また、質の向上のため、統括によるグループスーパービジョンを行ない、研修を実施している。

日々の業務の記録については、日報として作成している。

スクールソーシャルワーカーへの支払は、報酬費として支払われており、助言謝金の認識とのことである。

さらに、勤務条件についても、各スクールソーシャルワーカーが業務に就ける日について依頼を行う形をとっており、契約書などの取り交わしもなく、口約束による依頼・引受けとなっている。

(2) 監査の結果及び意見

【意見26】

効果測定・成果の検証、課題の分析など事業評価を適切に行い、スクールソーシャルワーカーの人材の確保、配置方法、勤務時間、勤務条件の見直しを図るべきである。

(理由)

令和5年度決算額4,320,000円から令和6年度の予算額を7,200,000円まで増額させている。

この予算の金額は、スクールソーシャルワーカーの報償費であるところ、その勤務時間を、従来の1日3時間から1日5時間に増やし、ケース会議の開催件数を多く設定するために行われたものである。

しかし、令和6年度の決算額では、5,940,000円となっており、予算額には至っていない。

この原因としては、スクールソーシャルワーカーの出勤時間が規定の時間に至っていないとの説明であった。そして、出勤時間が確保できなかったのは、各スクールソーシャルワーカーが、他所でも兼任しており、多忙であるためとのことである。

そもそも現在の体制では、年度において3校にしか配置されておらず、配置校はロー

テーションする体制を採っており、統括担当がいることを踏まえても、十分に教員の相談に対応し、虐待、不登校、問題行動などの問題の解決に取り組んでいるのかも疑問である。

現状の各校の課題状況を踏まえ、本来必要な勤務時間・人員数を決定し、人材確保、勤務時間確保のための予算を確保して、計画的に体制の整備を図るべきである。

また、効果測定・事業評価も適切に行う必要がある。単に前年度との勤務時間の比較にとどまらず、問題状況を把握するために、ケース会議の開催件数、介入による解決件数・解決までの期間などを各校やSSWからの報告書により把握するほか、生徒・保護者や教員からのアンケート調査、予算執行率も踏まえ、行われるべきである。

さらに、現状としては、スクールソーシャルワーカーへの支払いは、助言謝金として支払っているものであるが、業務内容が個別具体的で専門的な問題への対応であること、ケース会議の出席や研修受講も必要なこと、日報の作成・提出が求められていること、年間通じて継続的に業務を行っていることなどからすると、顧問など労働の対価ではないか疑問が残るところである。なお、会計年度職員として採用している自治体も多数見受けられるところである。

助言謝金として報償費か報酬など人件費かいずれが適切であるか難しい問題であり、直ちに断言することはできない。

しかし、顧問と同様の負担を強いるものとなってしまえば、助言謝金の範囲を超え、過度な負担になり、敬遠される要因となってしまふ。また、業務に対する責任の負担も不明確である。

反対に、会計年度職員として採用することや、顧問として委託契約を結ぶことなどの方法を取れば、業務内容、業務時間を明確に定めることができ、必要な業務量を確保することに繋がるのではないか。また、業務に対する責任の負担も明確となる。

以上の観点から、見直しを行うのが望ましいと考える。

30 児童生徒支援人材

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等
教育委員会事務局教育指導課

イ 事業の要旨

小・中学校に生活・生徒指導のための人材を配置し、教員と連携して家庭訪問や学習面の支援を行い、ケース会議を通じた対応の検討により、子ども家庭総合支援拠点等との連携による支援を行うもの。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針4の3）
法律等	なし
条例等	なし
要綱等	なし
契約等	なし

エ 予算・決算の推移

	R4 予算	R4 決算	R5 予算	R5 決算	R6 予算	R6 決算
金額（千円）	53,560	50,609	56,516	55,460	68,192	67,833

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 (未収金額・減免金額を含む。)	子どもの貧困緊急対策事業補助金（教育費府補助金） 15,476,000
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし
財産運用収入・財産売払収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
無	無	無	無	無	無	

キ 実績

業務管理のため活動報告日報の作成・提出をさせているものの、具体的な支援件数の調査は行っておらず、詳細は不明である。

ク 事務の具体的内容

支援人材は、中学校区で各 2 名配置され、1 名が中学校 1 校、もう 1 名が小学校 2 校を担当する。研修会が年 2 回実施されている。

市は、業務管理のため、支援人材に活動報告日報を作成させ、提出させている。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 27】

支援人材の活動報告日報を有効活用すべきである。

(理由)

現在、業務上、活動報告日報を作成し、提出されているが、市は業務管理のための作成に留まっており、それが現場でどのように共有され、活用されているのか、判然としない。

また、支援人材らの具体的な支援件数・内容など調査が行われておらず、実態が把握できているのか疑問である。

さらに、効果測定や事業評価についても、適切に行えているのか疑問である。

報告事項の見直し、報告書の活用（報告内容の共有、効果測定・事業評価への利用）を検討すべきである。

3 1 ヤングケアラー支援事業について

(1) 事業の概要

ア 所管部局・所管課等

こども部こどもを守る課

イ 事業の要旨

ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども）を適切な支援につなぐことにより、子どもの健全な成長を支援する事業。

ウ 根拠法令・条例等

計画	第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（基本方針4の1）
法律等	なし
条例等	なし
要綱等	寝屋川市ヤングケアラー関係課会議設置要綱
契約等	寝屋川市ヤングケアラー家庭に対する家事等訪問支援事業委託契約書

エ 予算・決算の推移

	R 4 予算	R 4 決算	R 5 予算	R 5 決算	R 6 予算	R 6 決算
金額（千円）	なし	なし	0	0	6,686	2,529

なお、ヤングケアラー支援事業のうち、事業の一つであるヤングケアラー家事等訪問支援事業については、予算として3,270,000円が計上されているものの、決算額は61,860円にとどまっている。上表記載の金額との差額は、ヤングケアラーコーディネートに係る一般報酬、実態調査に係る一般消耗品及び郵便料になる。

オ 主な収入、債権（決算額）

分担金・負担金・使用料・手数料 その他事業の対価である収入金額 (未収金額・減免金額を含む。)	児童虐待防止対策等総合支援 4,618,000
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし
財産運用収入・財産売払収入	なし
うち未収金額（債権）	なし
うち不納欠損金額	なし
うち減免金額	なし

カ 主な支出（人件費を除く。令和6年度決算額）

費目	金額（円）	価格算定	資金前渡	概算払	前金払	備考
一般消耗品費	21,651	無	無	無	無	
郵便料	54,922	無	無	無	無	
委託料	61,860	無	無	無	無	

キ 実績

ヤングケアラー認定件数令和5年4月1日時点20人、令和6年4月1日17人、令和7年4月1日6人。

訪問支援件数、1世帯10回。

ク 事務の具体的内容

この事業の中で、ヤングケアラーがいる家庭に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境等を整え、ヤングケアラーの負担を軽減することを目的とするヤングケアラー家庭に対する家事等訪問支援事業を実施している。

同事業は、民間事業者への委託事業であり、令和6年度では2つの事業者と契約を締結している。

仕様書によると、支援員が行う支援内容は家事や育児、介護支援を行うものとされ、実績報告書を作成し、市へ提出することになっている。

この報告書の様式は、申請者ごと、月ごとの実施日、実施日ごとの支援内容（あらかじめ列挙された家事、育児、介護支援の項目にチェックを入れる簡易なもの）、サービス提供時間を記載するものであり、サービス支給量がわかるものになっている。

この他に、事業者に日報を作成・提出させている。この日報には、子どもや保護者の様子を記載する欄があり、本事業の効果が上がっているかを判断する資料にもなり得る。日報を作成・提出することや記載内容については、仕様書に定めがないが、事業者への説明会の際に説明を行ったうえで契約締結しており、現状としては事業者から欠かさず提出を受けているとのことである。

（2）監査の結果及び意見

【意見28】

事業者が日報を作成し提出することについて、仕様書へ記載、あるいは業者との合意内容として文書化することなど、明確化の方法を検討するべきである。

（理由）

事業者は、家事や育児、介護支援のサービスを行うに過ぎないが、有資格者であり、現場である家庭の生の様子を見るため、事業者が見聞きしたこと、感じたことは、家庭の実態をより正確に把握する一助になり得ると思慮される。

このようなことから、事業者には日報を作成・提出してもらうことは、事業目的の達成度合いを測定する資料になり、より良い事業に改善していくためにも有用な資料となると考えられる。そして、事業者においても、契約前の説明会において、提出物として日報の説明を受け、遺漏なく提出している現状からすれば、日報の作成・提出を契約に定められた業務と捉えていることは明らかである。よって、仕様書への記載その他の方法により、日報の作成・提出業務を明記して、契約上義務付けられた業務であることを明示することが実態にも合致し、望ましいと言える。

もっとも、事業者が、日報の作成・提出を義務として意識するあまり、家庭に深く介入して、利用者との関係を悪化させてしまうようなことがあってはならない。所管課としては、本事業の継続性及び目的達成のためには、家庭との信頼関係が重要であり、デリケートな配慮もしつつ、まだまだ本事業を必要とする家庭が多いという認識のもと、本事業を着実に拡大させていきたいと考えているとのことであるから、日報の作成・提出義務の明確化の方法については、所管課において様々な観点から検討し、適切な方法を選択されたい。

3 2 委託契約の暴力団排除措置について

(1) 事実の概要

ア 所管部局・所管課等

総務部契約課、こども部こどもを守る課

イ 市の規定

寝屋川市暴力団排除条例第 7 条では、市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等（工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち寝屋川市が発注するもの）及び売払い等の契約相手方及び下請負人等となることを許してはならないものと規定されている。

そして、同条例第 8 条 2 項では、市長等は、必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めるものとするとして規定している。

これを受け、寝屋川市暴力団排除措置要綱第 10 条では、市契約等を締結するに当たっては、当該市契約等の契約書に暴力団の排除に関する条項を規定するとともに、当該契約相手方に対し下請負人等との契約において同様の規定をすることを指導するものと規定している。

さらに、第 11 条では、契約相手方に対しては、当該契約相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨をそれぞれが表明した誓約書を提出するよう求めるものとする。

ウ 監査の結果判明した事実

ヤングケアラー家庭に対する家事等訪問支援事業において、契約の相手方となる民間事業者との委託契約においては、上記誓約書を取り付けていない（なお、契約書は市定型の契約書を用いているため、暴力団の排除に関する条項が規定されている。）。

これについて、市の説明によると、契約金額が 500 万円以上でないため取り付けていないとのことであった。

なお、同契約は単価契約であり、単価は 3,000 円/時（30 分単位で切り上げ）とされている。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 29】

契約の相手方やその下請人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨、それぞれ表明した誓約書については、入札参加資格業者登録時や契約金額が 500 万円以上となる場合に提出を求めているとのことだが、契約金額が 500 万円未満の場合であっても、誓約書の提出を求めるべきである。

(理由)

寝屋川市暴力団排除条例及び寝屋川市暴力団排除措置要綱において、契約の相手方に誓約書の提出を求めるものとされているが、契約金額により提出を不要とする旨の定めは確認することができない。

当該条例の定めは、暴力団が市内における事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であることに鑑み、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市及び市民が相互に連携を図りながら協力して、社会全体として推進することを理念とし、その施策として定めるものである。

このような条例の趣旨・目的を踏まえると、たとえ契約金額が500万円未満であっても、契約の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者であれば、これを利用し、資金を提供することになってしまうのであるから、誓約書の提出を免除することは妥当ではない。

また、契約締結後に、契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、当然契約解除をもって排除することや責任追及することが想定されるが、そのためにも契約締結前に誓約書の提出させておくことが望ましい。

市の説明によると、平成25年10月1日に上記条例が施行されたことに伴い、提出を義務付けることにした際、受注者、下請け、孫請け、物品納入者全てを対象に提出を義務化することは課題があったことから、当時の大阪府や府内自治体の運用状況（大阪府は500万円以上の工事に誓約書の提出義務を課していた）を踏まえ、500万円以上の案件に提出を義務化することにしたとのことである。

しかし、市が当時参考にされた大阪府は、同府平成29年度の包括外部監査において、指定管理者が行う業務委託（再委託）について、「契約金額の多寡にかかわらず、すべての再委託先から暴力団等でないことの誓約書（反社誓約書）を取得するよう求めるべきである」と意見が出ている。

これを受け、大阪府は、契約金額にかかわらず誓約書の提出を求める運用に改めている。

市においては、以上のことを踏まえて、現在の運用を見直されたい。

3.3 債権管理について

(1) 事業の概要（所管部局・所管課等：こども部こどもを守る課）

市のこどもを守る課では、児童扶養手当の支給事務を所管しており、児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の親に児童扶養手当を支給している。

児童扶養手当の支給については、家庭状況や所得に応じた支給要件が定められており、受給者は市へ毎年8月に現況届を提出し、11月分（1月支給）から所得に応じて手当額を変更又は支給停止される。しかし、障害年金等の遡及申請や修正申告による所得額の変更等により、家庭状況や所得に応じたあるべき支給額以上の児童扶養手当が支給された場合に、過剰に支給された児童扶養手当の返還が求められ、一時に返還ができない場合に、債権が発生する。

令和6年度末時点での、債権の状況は次の表のとおりである。

	債権件数	調定額 (円)	収入済額 (円)	未収額 (円)	償還率	不納欠損額 (円)
現年	14	4,468,820	2,732,430	1,736,390	61.14%	0
滞納繰越	21	9,738,270	560,020	9,178,250	5.75%	0
合計	35	14,207,090	3,292,450	10,914,640	23.17%	0

また、同課では、母子父子寡婦福祉資金貸付制度による貸付け事務も所管しており、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び寝屋川市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則に基づき、ひとり親家庭の方の経済的自立を図るため、子どもの進学費用や親自身の技能習得などに必要な資金の貸し付けを行っている。

当該貸付制度は、法律上、都道府県が主体となることを基本とするが、政令指定都市及び中核都市においては、市が主体となり行うものとされる。

そのため、平成31年4月1日に市が中核市へ移行したことに伴い、それまで大阪府が主体となっていた貸付事務と債権管理を、市が主体となっていくようになった。

このような経緯から、大阪府が主体となっていた滞納債権も引き継いで管理を行っている。

令和6年度における債権の状況は、次の表のとおりである。

件数		案件別				償還年度別			
		(単位：円)				(単位：円)			
滞納 件数		資金種別	元金	利子	違約金	償還年 度	元金	利子	違約金
124		技能習得 資金	272,048	25,536	0	~2018	11,960,976	37,214	319,350
96		事業継続 資金	268,574	7,794	0	2019	1,154,575	0	106,300

<table border="1"> <tr> <td>利子</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>違約金</td> <td>9</td> </tr> </table>	利子	19	違約金	9	就学支度 資金	1,985,938	0	141,000	2020	1,221,062	0	0
	利子	19										
	違約金	9										
	修学資金	16,735,214	0	185,400	2021	1,237,501	0	0				
	修業資金	530,500	0	0	2022	1,482,756	3,345	0				
	生活資金	614,070	25,058	99,250	2023	1,838,039	20,702	0				
転宅資金	659,171	29,543	0	2024	2,170,606	26,670	0					
合計	21,065,515	87,931	425,650	合計	21,065,515	87,931	425,650					

(2) 令和4年度包括外部監査での意見

市は、令和4年度において、債権管理にかかる財務事務の執行を対象として、包括外部監査を受けている。そして、上記2事業は、監査対象事業であり、次の意見があった。

まず、児童扶養手当にかかる債権管理については、滞納債権については、毎月の督促・催告状の送付のみでなく、内規やマニュアル等の基準を定めた上で、定期的な電話連絡や訪問など支払請求・分割納付交渉を実施することが望ましいとの意見があった。そして、当時抱えていた3件の滞納債権については、長期間納付されていない状況が続いており、今後も交渉を継続しても納付されない状況が続くのであれば、訴訟手続による履行請求や強制執行といった法的手続の実施を検討されたいとの意見があった。

次に、母子父子寡婦福祉資金貸付制度にかかる債権管理については、大阪府から移管を受けた個別債権について、早急に府と協議等を行い、現況を把握し、債権管理の方向性を整理することが望ましいと意見が出ていた。また、マニュアル等の基準を定め、債権管理手続の実施も望ましいとされていた。

(3) 事務の具体的内容や現状

これらの意見にかかる問題について確認したところ、まず児童扶養手当にかかる債権については、児童扶養手当返納金債権管理のマニュアルが作成されており、電話連絡や現況届の提出のタイミングを利用して、滞納者と交渉している状況が伺えた。

しかし、電話が繋がらないものや、既に支給が終了しているため現況届提出の機会がない滞納者もあり、それらの者に対する交渉の実施が課題として残っている。

また、令和4年度監査で取り上げられていた事例（現在滞納額4,104,920円、債権発生日、最終分納誓約日が令和2年10月14日）について、訴訟手続等法的措置が行われていない案件があった。

当該案件については、滞納者と連絡を取ることができ、現状、市として生活困窮に対する対応を行っている事実が確認できたことから、担当ケースワーカーと連携し、改めて今後の納入計画を検討し、分納での返還についての手続きを進めている。

生活保護受給者であるため、訴訟手続き以外の方法にて交渉を進めているとのことであった。

しかし、滞納者と連絡が取れ、上記の生活困窮状況に陥っている事実が確認できたとはいえ、今回の監査に至るまで、滞納者へ計画的に接触を図るなど、十分な対応が取られていない状況であった。

次に、母子父子寡婦福祉資金貸付制度については、マニュアルは定められるには至っておらず、府から移管を受けた個別債権についても、洗い出しが行われているのみであり、方向性は定まっていない状況である。

同課での債権管理業務については、児童扶養手当では2名の担当者（但し、債権管理業務の専従ではない。）がいるが、母子父子寡婦福祉資金貸付においては、貸付担当者2名が債権管理も行っている。

徴収業務については、平成27年に作成された寝屋川市債権管理マニュアルの他、児童扶養手当については、上記のマニュアルに従い、担当職員間で相談し合い、業務を行っている。

徴収作業が進んでいない原因については、担当職員が徴収作業にまで手が回らないという業務量の問題がある。

また、法的措置については、これを行うべきかどうか、弁護士に相談すべきかどうか、担当課で判断するに困っている状況も伺えた。

（4）他課での状況

社会教育推進課における留守家庭児童会保育料、医療助成担当におけるひとり親家庭医療費の助成についても、債権管理業務があり、滞納債権が存在した。

社会教育推進課では、専用のマニュアルが作成されており、債権管理業務は留守家庭児童会事業担当者において行っている。

しかし、令和6年度で滞納債権の金額は8,305,475円になるも、1件あたりが少額であるため、弁護士に委任して、裁判手続までは行っておらず、支払督促の申立てや勤務先給与の照会を行っている。

医療助成担当では、専用のマニュアルは存在しない、また、滞納債権についても、1件あたりが少額であり、また住民の異動により所在を追うことができなくなっているものもあり、法的措置を取ることはしていない状況である。

（5）監査の結果及び意見

【監査の結果11】

債権管理の体制を見直すべきである。

（理由）

上記のとおり、こどもを守る課においては、多くの滞納債権を抱えている状況であり、令和4年度の監査で意見があった問題についても、解消できていない状況である。

原因として考えられるのは、同課の担当職員において、徴収業務まで行うのは業務量

の負担が大きいことにあるのではないかとと思われる。

また、徴収作業について、法的措置を取るに至っていないのは、担当職員において、法的措置に進めるべきかどうかの判断基準が判然としないことにもあるのではないかとと思われる。この点、寝屋川市債権管理マニュアル及び児童扶養手当返還金債権管理マニュアルからも判然とはしない。

さらに、こどもを守る課では、弁護士へ相談することもできていない状況にあった。担当職員がどのように相談を進めて良いか分からず、方針を決定できない要因にもなっていることが伺える。

所管課の職員が債権管理や徴収業務を行うことにも問題がある。所管課の職員は、異動があるため、担当する職員の債権管理・徴収業務の経験の差がどうしても生じてしまう。

もちろんマニュアルや管理システムによりある程度解消することができる問題ではある。

しかし、マニュアルも、担当者の異動を重ねていく内に、形骸化していくおそれがあり、長期間更新がなされないおそれもある。

債権管理・徴収業務を所管課の担当職員でどこまで行うべきか、業務量自体見直す必要があると考える。

また、方針決定の基準を明確にし、担当職員において判断に悩まないようにすることも必要である。基準を明確にするのが難しくても、ここに相談すれば、明確な方針を決定することができるというのが必要ではないかと考える。

以上